

2020.3

No.24

サスティナスタイル

Sustaina Style

川渡り神幸祭(かわわたりじんこうさい) (詳細はP38)



トピックス

- 不法投棄防止啓発パトロール出発式
- 青年部会環境教育実施報告
- 環境セミナー開催報告
- 適正処理マネジメント研修会「ステップアップ研修会」開催報告



公益社団法人

福岡県産業資源循環協会

トピックス

■ 不法投棄防止啓発パトロール出発式.....	2
■ 福岡市不法投棄防止啓発街頭キャンペーンの実施報告.....	3
■ 青年部会 環境教育(席田中学校).....	4
■ 産業廃棄物の基礎知識と実務がマスターできるマネジメント研修会(感染性廃棄物編)...	6
■ 第14回優良認定制度説明会報告.....	7
■ 環境セミナー開催報告.....	8
■ 労働安全衛生スキルアップ研修会開催報告.....	9
■ 適正処理マネジメント研修会「ステップアップ研修会」開催報告.....	10
ちょっと気になる環境ワード.....	11
会員企業紹介 うちの自慢はココ	12

快適職場づくり ～健康づくり・メンタルヘルスケア～

■ イライラをコントロールする2.....	14
■ 働く人の快眠術2.....	16

行政・各種団体ニュース

■ 新型コロナウイルス.....	18
■ ながら運転広報.....	20
■ 安全衛生教育促進運動.....	22
■ 特別管理廃棄物電子マニフェスト義務化.....	24
■ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の開始について(ご案内)...	28
■ 太陽光発電設備処理の留意点(所有者用、解体・処理業者用チラシセット).....	30
■ 安全衛生映像教材.....	34
■ 福岡県内の産業廃棄物処理業における労働災害発生状況.....	35

産廃クローズアップ

■ 優良産廃処理業者認定制度 取得企業の声紹介コーナー(株)クリーンセンター)....	36
Information	38

協会ニュース

■ 理事会報告.....	39
■ 支部・部会だより.....	40
■ 新会員の紹介.....	45
■ 協会の動き.....	47

講習会・研修会のご案内

■ (公社)福岡県産業資源循環協会主催の各種研修会について.....	48
■ 2020年度許可申請講習会日程(福岡県).....	49
■ 講習会の受講申込みは Web で!!.....	50

入会のご案内

■ 経営事項審査.....	54
■ 入会のご案内.....	55

編集委員と事務局員の **ひとり言** コーナー

編集後記

不法投棄防止啓発パトロール出発式の実施報告

- 1 日 時：令和元年11月26日(火) 10:00～10:25
- 2 場 所：福岡県庁前（福岡県内の各地域）
（福岡地域、筑後地域、筑豊地域、北九州地域）
- 3 内 容：パトロール出発式を行った後、協会車（街宣車）にて、福岡県内を不法投棄防止啓発アナウンスを実施した。
- 4 参加者：協会関係者：24名 福岡県職員：35名

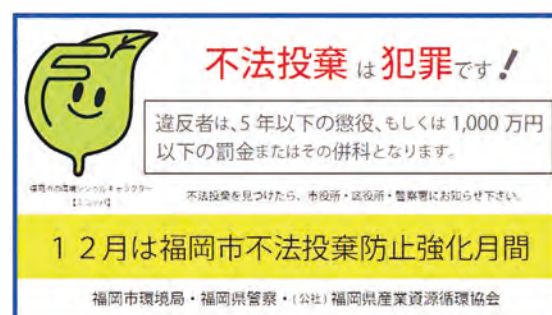


福岡市不法投棄防止啓発街頭キャンペーンの実施報告

当協会では、産業廃棄物の適正処理及び3R推進をより一層進めるために、今年度も10月から12月を「適正処理啓発強化月間」とし、支部で参加する地域の環境イベントや協会事業を通じて、産業廃棄物の適正処理、3Rの推進の普及活動を実施しました。

1. 不法投棄防止啓発街頭キャンペーン (福岡市、福岡支部との共同実施)

- 日 時：令和元年11月29日(金)
12:00～12:45
- 場 所：西鉄福岡(天神)駅前付近
- 内 容：不法投棄防止を呼びかけ、
啓発グッズ(マスク)を配布
- 参加者：(公社)福岡県産業資源循環協会 7名
福岡市環境局産業廃棄物指導課 13名



環境教育実施報告書

実施団体名：(公社)福岡県産業資源循環協会 青年部会

開催日時：令和2年1月15日(水)

場 所：福岡市立席田中学校

参加人数：青年部7名 応援3名 受講者約210名

■プログラム内容

産業廃棄物の概要を説明し、業界の仕事を理解してもらうため、計算、実験、仕分けクイズを取入れた体験学習を行った。

■テーマ

- ・汚れた水をきれいにするお仕事
- ・リサイクルのお仕事
- ・廃棄物の最後のとりで

■テーマ：汚れた水をきれいにするお仕事
理科室を使わせて頂き、排水についての説明、汚水をろ過し透明な水に変化させる体験学習を行いました。

実際に分離する瞬間、固まる瞬間を体験し驚いている様子が多くうかがえました。





■テーマ：リサイクルのお仕事

主に建設業に関する仕事を説明し、動画や実物の木材チップを使用した概要説明を行いました。

体験学習としては、家を解体したときかかる金額見積計算を行った。計算に戸惑う生徒が多かったですが、ヒントやフォローで理解して解いている状況がうかがえました。

■テーマ：廃棄物の最後のとりで

廃棄物についての概要、廃棄物の最終的な行先について説明しました。最終処分としては、実際の形式の許可証を配布し、処分できる種目別に振り分ける体験学習を行いました。しっかりと品目の種類まで答え、正解する子どもたちが多く、真剣に取り組んでいました。



廃棄物の内容で授業を行い、ゴミ処理の方法、捨てられたゴミの行方についてなど大いに興味を持っていました。また体験学習を通して廃棄物の種類、処理の方法、世の中に欠かせない仕事であることを伝えることができました。この学習を踏まえ、将来産業廃棄物業界に就職してもらえよう意識づけや業界のイメージアップまた、将来不法投棄の撲滅につながることを期待しております。

産業廃棄物マネジメント研修会～感染性廃棄物編～ 開催報告

当協会では、産業廃棄物を排出する企業の担当者にとって産業廃棄物やその処理委託に関する法令の知識が、各社でコンプライアンスを進める上で必要不可欠となっている状況に鑑み、廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理についての知識をいま一度再確認するとともに、関係法令や適正処理を進める上での実務上の重要なポイントを学ぶことのできる排出事業者向けの研修会(中級レベル)を実施しました。

研修会当日は、約70名の排出事業者が産業廃棄物の概要・委託契約・マニフェスト等の内容を再確認するとともに、感染性廃棄物の適正処理のポイントに関する講義の内容に熱心に耳を傾けていました。(※今年度は建設系と医療系の内容にて各1回ずつ実施)

【プログラム】

- ◆開催日時 令和元年11月29日(金) 13:30～16:30
- ◆開催会場 福岡県中小企業振興センター 301会義室
- ◆参加者数 71名
- ◆内 容 講師：原田 優 氏 J&T環境株式会社 顧問 有害・医療廃棄物研究会 理事
- ◆アンケート結果から(抜粋)

- ・ポイントに沿って詳しく聞けた。
- ・医療機関に沿った内容でわかりやすかった。
- ・感染性廃棄物の処理の仕組みがわかった。
- ・教材が理解しやすく、大変整理されていた。最新の情報も盛り込まれていてよかった。
- ・内容が深く、勉強になったがついていけなかった。
- ・具体例や実体験を交えた講義だったため、長時間だったがあっという間に感じた。
- ・スライドに写真が多く、わかりやすかった。
- ・廃棄物初心者には難しかった。
- ・資料がわかりづらい、後で読み返す資料としても読みにくい。
- ・詰め込みすぎの講義だった。
- ・自分の知識不足を確認できた。
- ・説明が平坦でポイントとなる部分が不明瞭だった。
- ・充実した講義だった。



研修会風景

第14回 優良産廃処理業者認定制度説明会 開催報告

当協会の優良認定制度普及検討委員会では、平成23年4月1日からスタートした「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けたいと考えている企業を支援し、制度のさらなる普及促進を図ることを目的にして以下の内容にて優良認定制度の説明会を開催しました。

当日は、環境省作成の『優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル』の内容に沿って、認定制度全体の構造を概観したあと、具体的な情報公開項目などの認定基準について詳細な解説が行われました。

また、講義の最後には、国等が発注する産業廃棄物処理契約に適用される環境配慮契約法の中で、認定制度の基準が入札基準に用いられるようになったことについての説明も行われました。

【プログラム】

- ◆開催日時 令和2年1月31日(金) 14:00～16:40
- ◆開催会場 公益財団法人福岡県中小企業振興センター 3階「301A 会議室」
- ◆参加者数 15名(申込者数17名)
- ◆内 容 ①優良産廃処理業者認定制度の概要
②情報公開項目の内容について

◆アンケート結果から(抜粋)

- ・数年前にも参加したが、何が変わったかよくわかった
- ・説明主体とは言え、適宜の休憩や事例紹介など丁寧な説明が理解しやすかった



説明会の模様

2019年度 福岡県補助事業 環境セミナー 「産廃こそ、パラダイムシフト !!」 開催報告

2015年に国連が採択した“SDGs”の17の目標に基づき、資源循環業をはじめとする事業者及び全産業の排出事業者の将来的発展や事業の継続を推進するため、①“SDGs”の概要、活用法、事業を継続するのに重要なポイント及びメリット等に関する知識の習得 ②資源循環業から派生する「環境ビジネス」について熟慮するきっかけづくり を目的として、標記セミナーを下記のとおり開催しました。

セミナー当日は、武田講師から、「エネルギーと日本の近未来 -SDGs から考える環境ビジネスモデル-」をテーマに特別講演が行われ、その後、アミタ株式会社代表取締役の末次講師からは、SDGsのゴールに基づく自社の取り組みをご紹介いただきました。受講者もこれからの環境ビジネスについて熱心に聞いていました。

【プログラム】

- ◆開催日時 令和2年2月19日(水) 13:30 ~ 16:30
- ◆開催会場 JR九州ホール(福岡市博多区博多駅中央街1-1)
- ◆参加者数 受講者数 171名(申込者数213名)
- ◆内 容 特別講演:「エネルギーと日本の近未来 -SDGs から考える環境ビジネスモデル-」
講 師: 武田 邦彦 氏(中部大学教授、環境評論家)
基本講演:「資源循環業からはじまる環境ビジネスについて」
講 師: 末次 貴英 氏(アミタ株式会社 代表取締役)

◆受講者アンケート結果から(抜粋)

- ・ SDGsの取り組みについて知ることができた
- ・ 武田氏の講演で大量消費を是認するなど、常識と異なる科学的知見があることを知って参考になった
- ・ アミタ(株)の取り組み内容に感動した(他2名)
- ・ 人生100年、死期を決めて逆算人生という考え方が参考になった
- ・ 武田氏の講演はテーマから逸脱してるが、大変勉強になった
- ・ 末次氏の講演が新しい産業の姿を想像させるもので、大変参考になった
- ・ 2020年から経済・環境などの情勢が変わっていくとの見解が大変参考になった



セミナー写真(武田講師)



セミナー写真(末次講師)

“安全衛生スタッフのための” 労働安全衛生スキルアップ研修会 開催報告

労働災害発生件数は、減少傾向にある中、産業廃棄物処理業における労働災害発生件数は年々増加しており、事業者においては、安全衛生管理体制を整備し、労働災害を防止することが求められています。

本研修会では、安全衛生の取り組みの重要性については理解しているものの、「何から始めてよいかわからない…」「今の取組で十分かどうか不安…」など、自社の安全衛生管理体制の整備について考えるきっかけとなることを目的とし、下記の内容にて研修会を実施しました。

今年度は、安全衛生担当者が、研修後に社内でスムーズに労働安全衛生教育を実施していただけよう中央労働災害防止協会作成の未熟練労働者の安全衛生教育マニュアルの解説、(公社)全国産業資源循環連合会の安全衛生活動支援ツールの紹介を行いました。参加者は、より実務的な講義に熱心に耳を傾けていました。

【プログラム】

- ◆開催日時 令和2年2月27日(木) 13:30～16:00
- ◆開催会場 福岡県中小企業振興センター2階「202会議室」
- ◆参加者数 25名(申込者数37名)
- ◆講師 (公社)福岡県産業資源循環協会 リスク対策部会 部会長 平河 孝洋 氏
(公社)福岡県産業資源循環協会 リスク対策部会 副部会長 野坂 輝和 氏
(公社)福岡県産業資源循環協会 事務局長代理 岡 重男 氏

◆アンケート結果から(抜粋)

- ・講義が聞きやすかった、自社での安全への意識向上に有効な資料であった
- ・解説されたようなツールがあることを初めて知った
- ・産業廃棄物処理業に特化された安全衛生の講習を受講したことがなかったので、役立った



研修会風景

産業廃棄物ステップアップ研修会 開催報告

当協会では産業廃棄物処理業界で働く者として知っておくべき、関係法令の知識、業界の現状等に関する知識の習得を目指すとともに、廃棄物処理法をはじめ、委託契約やマニフェスト運用等の産業廃棄物の適正管理についての知識を再確認し、スキルアップを目的とした研修会を開催しました。

今年度は2日間コースで、1日目を基礎知識確認編として、復習を兼ねた内容で解説をしていたが、2日目は、実際の不適正処理の事例から誰がどんな罰則を受けたのかなどを各グループで考え発表するなど、実践的な内容での開催となりました。

研修会期間中は、産業廃棄物処理業で実務に従事されている方々 27 名が参加され、長岡講師の話に耳を傾け、グループワークにも熱心に取り組んでいました。

【プログラム】

- ◆**開催日時** 1日目 令和2年3月3日(火) 13:30 ~ 16:30
2日目 令和2年3月4日(水) 10:30 ~ 14:30
- ◆**開催会場** (公社)福岡県中小企業振興センター 3階「301会議室」
- ◆**参加者数** 27名(申込者数56名)
- ◆**講師** BUN 環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏
- ◆**アンケート結果から**(抜粋)

- ・事例を用いて具体的な解説であったのわかりやすかった
- ・さまざまな観点から廃棄物処理法についてわかりやすく解説されていた
- ・ミーティング形式で楽しい研修会だった
- ・自分の力不足を感じた



研修会の様子

環境用語解説コーナー



ちょっと気になる環境ワード

オリンピック・パラリンピックと環境
ゴミ問題対策その①について…

「環境保全」をテーマとするオリンピック・パラリンピック。そして、東京オリンピック2020では、「環境を優先する東京大会2020」理念として掲げ、大会前・会期中・大会後の環境への影響を防止または削減することを表明している。

その中で、オリンピック・パラリンピック大会で発生する大きな環境問題の1つに、**ゴミ問題**がある。

都市のゴミには、3R 対象のゴミ以外に、可燃ゴミ、不燃ゴミ、粗大ゴミ、廃プラスチックゴミなどがあり、可燃ゴミは、一般廃棄物全体の大半(80%)を占めている。

主な“ゴミ”とは、一般廃棄物(可燃ゴミ)

大会期間中に競技施設や競技会場周辺で発生するゴミも同様で、3R のための分別回収ゴミに加え、可燃ゴミや廃プラスチック類などの産業廃棄物も発生する。

3R 分別回収に加え、可燃ゴミ、廃プラスチック類の回収も徹底させる必要がある。

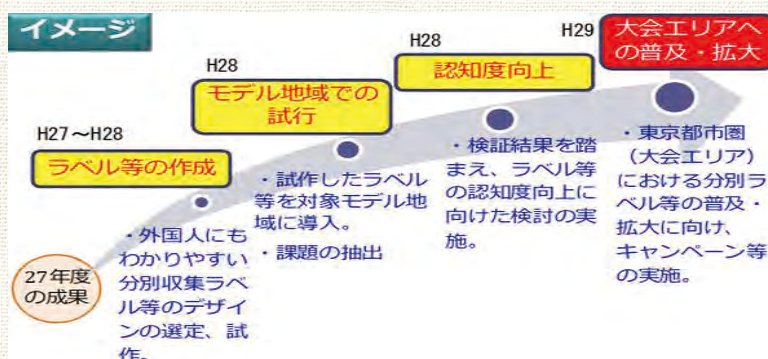
排出されるゴミの回収と運搬

大会期間中も、日々の都市の生活ゴミが家庭やオフィス、商業施設、飲食店などから排出される。それに加え国内外から毎日90万人以上の観客、観光客が訪れ利用する飲食店などから、相当量のゴミが排出される。競技会場ならびに周辺の交通機関や宿泊施設からも、相当量のゴミ排出が予測される。

ゴミの分別回収こそ、ボランティアの力が不可欠

日本では、家庭や事業所から排出される一般廃棄物については、統括的な処理責任を有する市町村が、その処理能力に応じて分別および処理を行っている。

ゴミの分別に関して、日常的に6種類に分別することに慣れている日本人と、ゴミ・資源・草木の3分別が当たり前になっているアメリカ人とでは、分別の手間が全く異なる。このゴミの分別に対して、分別ボックスに地元住民やボランティア団体のメンバーを配置し、観客に対して分別を呼びかけることを行うこととしている。



会 員 企 業 紹 介

うちの自慢はココ

INTERVIEW 筑後支部

リサイクルセンター株式会社



事業内容

産業廃棄物処理・再生・委託、洗浄機、回収装置製造・販売

会社PR

弊社は東大阪市に本社を構え、福岡県、岡山県、群馬県に支店を開設しグループ会社と提携して、沖縄県を除く全国で、（特別管理）産業廃棄物収集運搬を行っております。

即時対応、即時納品をモットーとする独自の配送態勢を充実させております。

自由記載欄

地球環境の保全は、次世代のために私たちが課せられた債務とも言えます。産業廃棄物の削減と再利用、環境影響の少ない化学工業製品の販売、法規制の情報提供など環境保全に有益な企業作りを目指し、オールマイティにサポートします。

ホームページにて事業内容をご案内しております。

是非、ご覧ください。

ホームページ <http://www.recyclegroup.co.jp>

会社PR動画 <https://www.youtube.com/watch?v=eJYToSKZP-Y>

INTERVIEW 福岡支部

株式会社 サンダストケミカル



事業内容

廃棄物コンサルティング、産業廃棄物収集運搬・処理、パソコン・OA機器のリサイクル、解体・撤去作業

会社PR

弊社は「産廃業はサービス業」をモットーに全社員一丸となって日々の業務に取り組んでいます。九州全域に留まらず、山口・広島までお客様のリクエストにお応えする為であれば縦横無尽にサンダスト号は走り回ります。「機動力」が最大の武器であり全社員がそのプライドを持って業務に当たっている事が弊社の自慢です。

自由記載欄

社員の誕生日に会社から御祝金を頂いたり、疲労回復の為に飴やチョコレートを各部署に設置する「チョコレート革命」を行った、社員思いの経営者は女性です。その他節分に全社員に恵方巻を振舞う女性目線のきめ細やかさに、社員のやる気は急上昇。

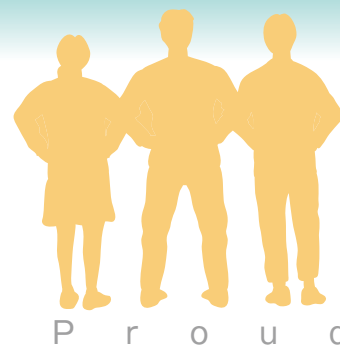
また、仕事が終わると趣味のスポーツで汗を流したり、休日に登山に行くなど社員同士の交流を大切にしている事も弊社の特徴のひとつです。

年に3回ほど懇親会を実施しており、コスプレで盛り上げてくれる社員も当社の自慢です。

会社紹介したい企業を募集します

本ページでは、会社をご紹介していただける会員企業を募集しています。「うちの会社の自慢はココです!」という方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【問合せ先】公益社団法人福岡県産業資源循環協会 サステナスタイル編集係 まで
電 話：092-651-0171 メール：info@f-sanpai.com



INTERVIEW 北九州支部

株式会社 産興エコサービス



事業内容

産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業（中間処理）、一般廃棄物収集運搬業、建設工事業 解体工事 とび・土工工事

会社PR

創業34年を迎え「産業廃棄物のエキスパートとして循環型社会の実現に向け貢献します」を経営理念とし全社一丸となって産業廃棄物の適正処理に努めています。

自由記載欄

2020年度 キーワードは「ONE TEAM」ワンチーム

国籍や年齢・作業内容の異なる皆が1つになってゼロ災害を目指すを掲げ、安全衛生スローガンを社員公募の中から社員の投票で決めています。

○上期スローガン（1月～6月）

「焦る気持ちは 事故のもと ゆっくり しっかり 深呼吸」

○下期スローガン（7月～12月）

「声掛け 気配り 思いやり 皆で守ろう 職場の安全」

今年のキーワードや安全衛生スローガンの基、労働災害が多発している産業廃棄物業界の一員として日々の安全衛生活動を大切に労働災害ゼロを目指して努力いたします。

経営方針にある「コンプライアンス」「リサイクル」「配慮（気配り）」「笑顔」「共に働く」この5つのキーワードを基に行政や排出事業者であるお客様から信頼と信用を頂き、地域社会に対して尚一層の貢献が出来る企業を目指します。また、我々の仕事そのものが循環型社会の実現に向け、重要な役割を果たす事を肝に銘じ、最大のパフォーマンス（貢献）が出来るよう精進いたします。

1 私たちを怒らせるものは何？

私たちは「あの人が私を怒らせる」、あるいは「こんなことがあれば誰だって怒る」などと考えがちですが、実は「あの人」や「出来事」があなたを怒らせているのではありません。

私たちを怒らせているものの正体は、“べき”という言葉なのです。

これは自分の願望、希望、欲求を象徴する言葉です。

この自分のもっている「べき」の「理想」と「現実」のあいだにギャップを生じると怒りが発生するのです。

喜怒哀楽という言葉があるとおり、怒ることは、人間が本来もっている自然な感情表現のひとつです。

「怒り」のない人はいないし、なくすことも不可能です。

怒る理由「べき」は人それぞれ



会社 子ども 上司
男性 女性 親
ルール 時間 その他



は、こうあるべきだ！

(一社) 日本アンガーマネジメント協会資料をもとに作成

2 「べき」はひとそれぞれ違う

怒りの感情は、『こうあってほしい』『こうあるはずだ』という、自分の理想や期待、願望が裏切られたときに生まれるものです。

- ・ 時間は守るべき
- ・ 挨拶はするべき
- ・ 電車内の座席は高齢者にゆずるべき
- ・ 先輩がアドバイスをしたら、後輩はそれに倣うべき

ですが、相手には相手の「べき」があり、相手は相手なりに一生懸命取り組んでいると思っているかもしれません。

例：「時間は守るべき」のように、同じ「べき」で持っていても5分前の到着の人と、時間ちょうどでよいと思う人とは「べき」の程度が違います。

「べき」は、

- ① それぞれすべて正解
- ② 人によって程度の違いがある
- ③ 時代、立場、場所によって変化する

「10時集合」といったら・・・？

どれが
正解？



10時
ちょうど集合

5分前に
集合

10分
前に集合

Ⅲ 人間の生活と睡眠

1 サーカディアンリズム(概日リズム)

人はある時間になると自然と眠くなり、ある時間になると自然と目が覚めます。また一定の間隔で空腹感を感じ、一定の周期で月経がやってきます。人の場合は24時間ではなく25時間の周期になっているといわれています。ふつうに生活していたら毎日1時間ずつずれていくはずですが、「太陽や人工的な光」「時計など時間がわかるもの」「食事」「運動」「通勤・通学などの習慣」などによって、25時間のリズムが24時間へとリセットされることで、私たちは日々規則的な生活を送ることができるのです。

サーカディアンリズムが乱れると、睡眠のリズムに障害が出る「概日リズム睡眠障害」という状態になることがあります。



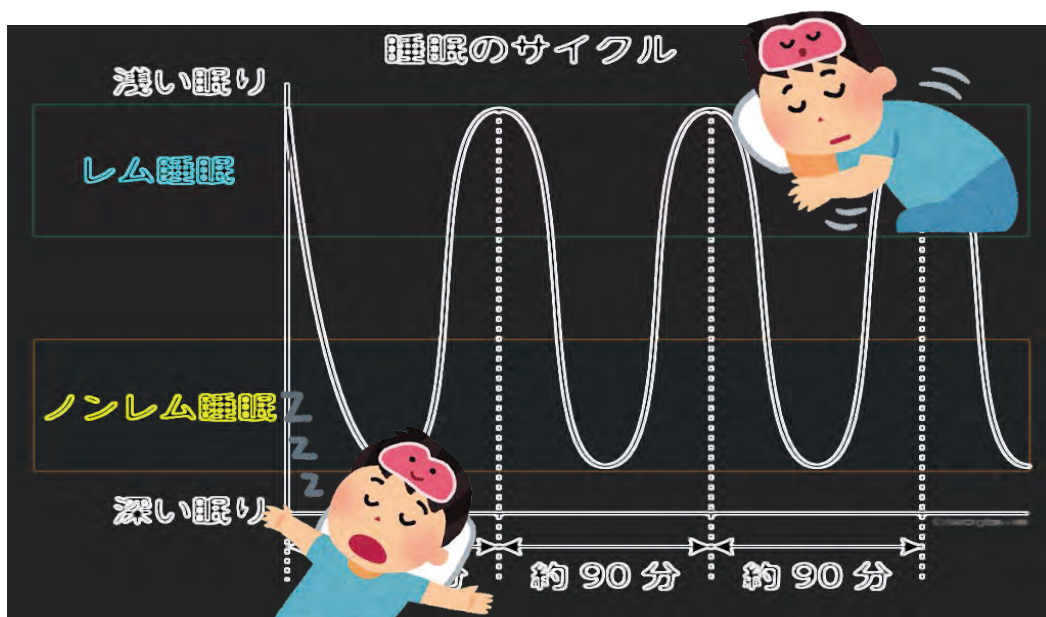
概日リズム睡眠障害の治療法

このような概日リズム睡眠障害の治療に必要なことは、1日のリズムを24時間にリセットしてあげること。そのために有効なのは光。太陽の光はもちろん、高照度の人工光を浴びることで1日のリズムを24時間にリセットできる可能性が高くなります。また、人は睡眠ホルモンと呼ばれるメラトニンが分泌されることで眠くなるため、メラトニンを経口摂取することで睡眠時間を調整する方法もあります。

2 ノンレム睡眠とレム睡眠

睡眠には「深い眠り」と「浅い眠り」があり、これが「ノンレム睡眠」と「レム睡眠」です。これを4、5回ほど繰り返すのがよい眠りなのです。

「ノンレム睡眠」深い眠りに落ちていて、脳と身体がリラックスする眠り。脳がリラックスする事により脳は自分で脳内のメンテナンスを行います。これは、身体だけでなく脳の疲労回復につながります。



3 十分な睡眠時間は、年齢や季節に応じ人それぞれ

日中、しっかり目覚めて過ごせていれば、質の良い睡眠がとれています。

よい睡眠のパターンは、人それぞれです。ちょうどよい睡眠時間、就寝、起床時間などは個人差があります。また、年をとるごとに早寝早起きで朝方になり、睡眠時間が短くなるのが一般的で、特に男性で顕著です。

睡眠時間は季節によっても変動します。日の長い季節は短く、日の短い季節は長くなります。

新型コロナウイルスを防ぐには

新型コロナウイルス感染症とは

発熱やのどの痛み、咳が長引くこと（1週間前後）が多く、強いだるさ

（けんたいかん倦怠感）を訴える方が多いことが特徴です。

感染しても軽症であったり、治る例も多いですが、季節性インフルエンザと比べ、重症化するリスクが高いと考えられます。重症化すると肺炎となり、死亡例も確認されているので注意しましょう。

特にご高齢の方や基礎疾患のある方は重症化しやすい可能性が考えられます。

新型コロナウイルスはひまつ**飛沫感染と接触感染により感染**します。空気感染は起きていないと考えられていますが、閉鎖した空間・近距離での多人数の会話等には注意が必要です。

飛沫感染	感染者の飛沫（くしゃみ、 せき 咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他の方がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。
接触感染	感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他の方がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

日常生活で気を付けること

まずは手洗いが大切です。外出先からの帰宅時や調理の前後、食事前などにこまめに石けんやアルコール消毒液などで手を洗いましょう。

咳などの症状がある方は、咳やくしゃみを手で押さえると、その手で触ったものにウイルスが付着し、ドアノブなどを介して他の方に病気をうつす可能性がありますので、咳エチケットを行ってください。

持病がある方、ご高齢の方は、できるだけ人込みの多い場所を避けるなど、より一層注意してください。

発熱等の風邪の症状が見られるときは、学校や会社を休んでください。

発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録してください。

こんな方はご注意ください

次の症状がある方は「帰国者・接触者相談センター」にご相談ください。

風邪の症状や37.5℃以上の発熱が4日以上続いている
(解熱剤を飲み続けなければならないときを含みます)

強いだるさ(倦怠感)や息苦しさ(呼吸困難)がある

※ **高齢者や基礎疾患等のある方は、上の状態が2日程度続く場合**

センターでご相談の結果、新型コロナウイルス感染の疑いのある場合には、専門の「帰国者・接触者外来」をご紹介します。

マスクを着用し、公共交通機関の利用を避けて受診してください。

「帰国者・接触者相談センター」はすべての都道府県で設置しています。
詳しくは以下のURLまたはQRコードからご覧いただけます。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html



一般的なお問い合わせなどはこちら

その他、ご自身の症状に不安がある場合など、一般的なお問い合わせについては、次の窓口にご相談ください。

厚生労働省相談窓口 電話番号 0120-565653 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~21:00 (土日・祝日も実施)

聴覚に障害のある方をはじめ、電話でのご相談が難しい方 FAX 03-3595-2756

<都道府県の連絡欄>

Content for the table

令和2年2月25日改訂版

令和元年
12/1 施行

道路交通法改正により

罰則強化

します！

ダメ!!

反則金が6000円から
18000円に
引上げです!!!

※普通車の場合。車両の種類により金額は変わります。

運転中のスマホ使用

警察庁・都道府県警察

交通ルールを守って
つながる笑顔



運転中のスマホ等利用に対する罰則強化の内容

運転中に
スマホ等を
使用

携帯電話使用等（保持）…通話（保持）、画像注視（保持）する行為

画面を注視
するのNG!



改正前	
罰則	5万円以下の罰金
反則金	大型…7千円 普通…6千円 二輪…6千円 原付…5千円
点数	1点

改正後	
罰則	6月以下の懲役又は 10万円以下の罰金
反則金	大型…2万5千円 普通…1万8千円 二輪…1万5千円 原付…1万2千円
点数	3点

さらに
事故を
起こした

携帯電話使用等（交通の危険）…通話（保持）、画像注視（保持）、画像注視（非保持）することによって交通の危険を生じさせる行為



改正前	
罰則	3月以下の懲役又は 5万円以下の罰金
反則金	大型…1万2千円 普通…9千円 二輪…7千円 原付…6千円
点数	2点

改正後	
罰則	1年以下の懲役又は 30万円以下の罰金
反則金	適用なし (反則金制度の対象外 となり、 すべて罰則 の対象に)
点数	6点（免許停止）

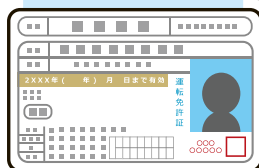
道路交通法の一部が改正されました



運転免許証の再交付について

運転免許を受けた者が公安委員会に運転免許証の再交付を申請することができる場合として、運転免許証の記載事項の変更届出をしたとき等が追加されました。

幅広い理由で
再交付が可能に。



名字の変更

住所の変更



運転経歴証明書について

運転免許証を自主返納した者だけでなく、運転免許を失効した者も運転経歴証明書の交付申請が可能となります。また、運転経歴証明書の交付を申請できる公安委員会が現在の住所地を管轄する公安委員会となります。

様々な特典を
受けられる
証明書です!



令和元年度

2019年12月1日 ▶ 2020年4月30日

安全衛生教育促進運動

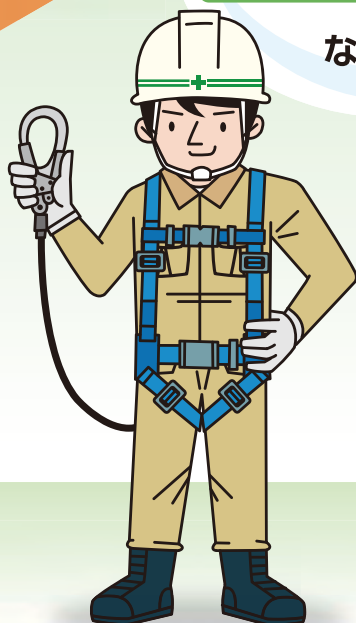


事業主の皆さん!

労働安全衛生法により

雇入れ時教育 職長等教育 技能講習 特別教育

などが**義務づけ**られています。



2019年2月から、
高所作業における
墜落制止用器具は
「フルハーネス型」の使用が原則
となり、特別教育の修了が
義務づけられました!

正しい知識で 職場を安全・健康に!

死亡者数は2015年から4年連続で1,000人を下回っていますが、休業4日以上死傷者数は3年連続で増加しており、依然として予断を許さない状況にあります。そこで、事業場の安全衛生活動の活性化、安全衛生教育の充実が求められています。

特に、**雇入れ時教育、職長等教育、作業内容変更時教育、特別教育等を徹底するとともに、改正安全衛生教育等推進要綱で実施対象に追加された安全推進者、荷役災害防止担当者、化学物質管理者、産業保健スタッフ、管理職などに対する安全衛生教育・研修の推進、安全衛生業務従事者への能力向上教育**が大変重要となります。

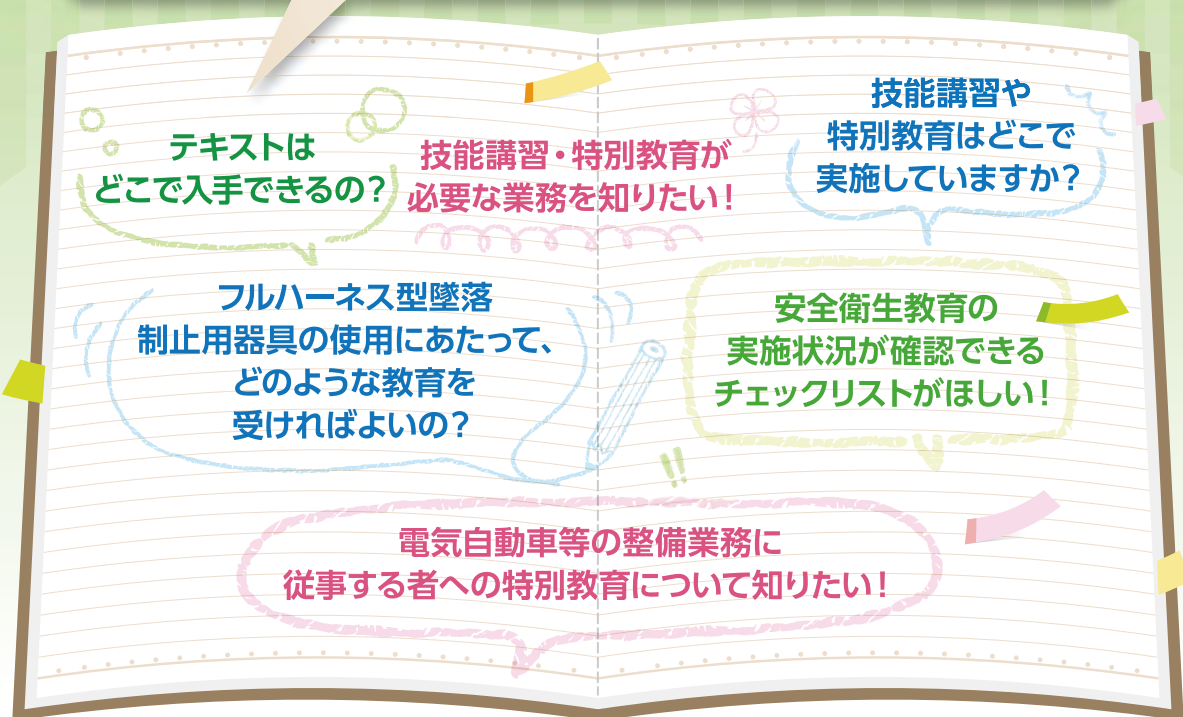
また、2019年2月には、**高所作業における墜落制止用器具は「フルハーネス型」の使用が原則となり、特別教育の修了が義務づけられました。**その徹底を図ることも大切です。

主唱：中央労働災害防止協会 後援：厚生労働省

安全衛生教育促進運動とは

労働災害防止のために不可欠な安全衛生教育、特に労働安全衛生法に基づく教育等を促進するため、中央労働災害防止協会(中災防)が主唱し、厚生労働省の後援のもと、業種別労働災害防止協会や都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)等および全国的な安全衛生関係団体が一体となって展開している運動です。

中災防は2018年度を初年度とする国の第13次労働災害防止計画や、国の「安全衛生教育等推進要綱」(2016年10月12日付け基発1012第1号)の趣旨を踏まえ、この運動を広く展開していくこととしています。



安全衛生教育促進運動サイトをご覧ください。

詳しくはこちら  [安全衛生教育促進運動](#) で [検索](#) 

安全衛生教育に関する相談窓口はコチラ

《中央労働災害防止協会 安全衛生教育相談窓口》

電話 03-3452-6296 (中災防本部)

メール jisha-soudan@jisha.or.jp

協賛団体

建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、都道府県労働基準(労務安全衛生)協会(連合会)、一般社団法人新潟県労働衛生医学協会、一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会、一般社団法人仮設工業会、一般社団法人全国登録教習機関協会、一般社団法人日本クレーン協会、一般社団法人日本ボイラ協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、公益財団法人安全衛生技術試験協会、公益財団法人産業医学振興財団、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会、公益社団法人産業安全技術協会、公益社団法人全国労働衛生団体連合会、公益社団法人日本作業環境測定協会、公益社団法人日本産業衛生学会、公益社団法人日本保安用品協会、公益社団法人ボイラ・クレーン安全協会、高圧ガス保安協会、日本労働災害防止推進会、一般社団法人安全技術普及会、一般社団法人セーフティグローバル推進機構 (順不同)

特別管理産業廃棄物を多量に排出する事業者のみなさまへ

2020年4月より、年間 50トン以上の特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く。)を排出する事業場で特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く。)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。

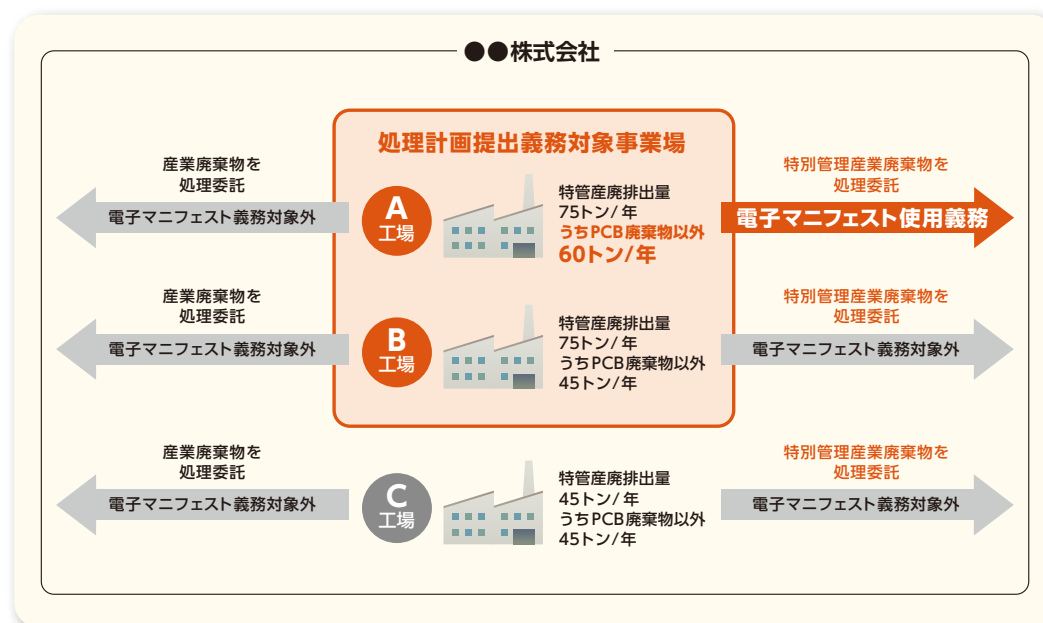


1 電子マニフェスト使用義務の対象

- 2020年4月1日から前々年度の特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く。)の発生量が年間 50トン以上の事業場を設置している排出事業者は、当該事業場から生じる特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く。)の処理を委託する場合、電子マニフェストの使用が義務化されます。
- 2020年度の義務対象になるのは、2018年度において特別管理産業廃棄物 (PCB廃棄物を除く。)の発生量が 50トン以上の事業場を設置している排出事業者です (前々年度の発生量が基準になります。)

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5 第1項、同法施行規則 第8条の31の2、第8条の31の3 (注)】
(注) 改正後の条文 (以下同じ。)

電子マニフェスト使用義務の対象(例)



2

多量排出事業者の特別管理産業廃棄物処理計画書及び実施状況報告書について

＜特別管理産業廃棄物処理計画書＞

特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、処理計画書（新様式）に電子情報処理組織（電子マニフェスト）の使用に関する事項を記載します。

- 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、「電子情報処理組織の使用に関する事項」の「前年度実績」欄に、特別管理産業廃棄物（PCB 廃棄物を除く。）の排出量を記載します。
- 電子マニフェスト使用義務対象者（以下「義務対象者」という。）は、「今後実施する予定の取組」として電子マニフェスト（JWNET）への加入、電子マニフェスト対応処理業者との契約等を記載します。
- PCB 廃棄物を除くと年間50トン未満となる場合は、義務対象者とはならない旨を記載します。
- 電子マニフェストの登録が困難な事由があらかじめ明らかな場合は、その旨を記載します。

＜特別管理産業廃棄物処理実施状況報告書＞

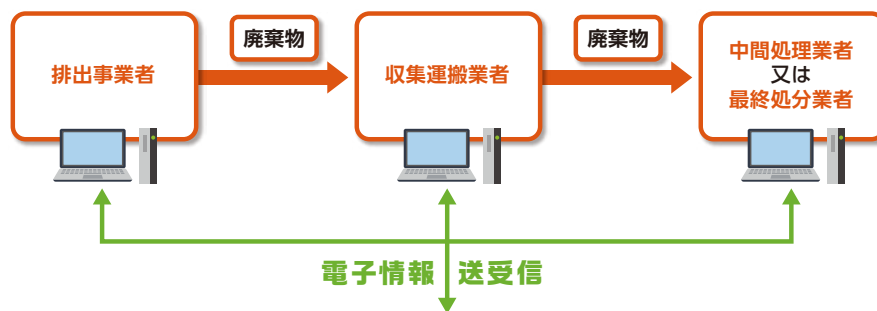
特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、前年度の処理計画書の実施状況報告（新様式）において、電子マニフェストの使用に関する事項について報告します。

- 特別管理産業廃棄物多量排出事業者は、処理計画に基づき行った取組について、電子マニフェストの使用状況を含め、都道府県等に毎年6月30日までに報告しなければなりません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の2第10項、同条第11項、同法施行規則 第8条の17の2、第8条の17の3】

電子マニフェストとは

電子マニフェストは、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の三者が情報処理センターを介したネットワークで、マニフェスト情報を電子化してやりとりする仕組みです。



情報処理センター

- 運搬・処分終了の通知
- 報告期限切れ情報の通知
- マニフェスト情報の保存・管理

・廃棄物処理法第13条の2に基づき、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが環境大臣より全国で唯一の「情報処理センター」として指定（平成10年7月）され、電子マニフェストの運営・管理を行なっています。

3 電子マニフェストの登録が困難な場合

電子マニフェストの登録が困難な場合（法令で定める場合に限る。）は、電子マニフェストの登録に代えて紙マニフェストの交付が認められます。

やむを得ない事由により紙マニフェストを交付した場合、マニフェストの「備考・通信欄」にその理由を記入して下さい。

- 義務対象者等のサーバーダウンやインターネット回線の接続不具合等の電気通信回線の故障の場合、電力会社による長期間の停電の場合、異常な自然現象によって義務対象者等がインターネット回線を使えない場合など、義務対象者等が電子マニフェストを使用することが困難と認められる場合
- 離島内等で他に電子マニフェストを使用する収集運搬業者や処分業者が存在しない場合、スポット的に排出される廃棄物でそれを処理できる電子マニフェスト使用業者が近距離に存在しない場合など、電子マニフェスト使用業者に委託することが困難と認められる場合
- 常勤職員が、平成31年3月31日において全員65歳以上で、義務対象者の回線が情報処理センターと接続されていない場合

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5第1項、同法施行規則 第8条の31の4】

4 罰則について

義務対象者が、登録することが困難な場合に該当しないにもかかわらず、紙マニフェストを交付した場合は、罰則の対象になります。

都道府県知事は、事業者が規定を遵守していないと認めるときは、適正な処理に関し **必要な措置を講ずべき旨の勧告** をすることができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、その **勧告に従わなかったとき** はその旨を **公表する** ことができる。

都道府県知事は、勧告を受けた事業者が、**勧告に従わなかった旨を公表された後** において、なお、正当な理由がなくその勧告に係る **措置をとらなかったとき** は、その勧告に係る **措置をとるべきことを命ずる** ことができる。

命令に違反した場合、
1年以下の懲役 又は 100万円以下の罰金

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の6、第27条の2第11号】

電子マニフェストをご利用のみなさまへ

2019年4月より電子マニフェストの登録・報告期限が改正されます。

- 排出事業者は廃棄物を引き渡した後3日以内にマニフェストを登録する必要があります。同様に、運搬業者・処分業者は運搬・処分終了後3日以内に運搬・処分終了報告をしなければなりません。今回の改正では、利用者の負担を軽減するため、登録・報告期限の3日以内に土日祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を含めないこととなります。ただし、登録・報告もれや期限の超過を防ぐために速やかに登録・報告することが推奨されます。

運用事例

ケース1 金曜日に廃棄物を引渡しした場合



土日は3日間の期間に含まれないため、**水曜日までに登録**してください。

登録期間						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (2日目)	水曜日 (3日目)	木曜日

ケース2 金曜日に廃棄物を引渡し、火曜日が祝日の場合



土、日、祝日は3日間の期間に含まれないため、**木曜日までに登録**してください。

登録期間						
金曜日 ★引渡日	土曜日	日曜日	月曜日 (1日目)	火曜日 (祝日)	水曜日 (2日目)	木曜日 (3日目)

※廃棄物の引渡日は、これまでと変わらず3日以内に含まれません。

【関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第12条の5、同法施行規則 第8条の31の6、第8条の34、第8条の34の3】

お問い合わせ先

電子マニフェストの加入手続き、操作方法等については、
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター 電子マニフェストセンターにお問い合わせください
TEL0800-800-9023 (通話料無料フリーアクセス)



個別具体的な事案に関する照会については、所管の都道府県・政令市にお問い合わせください。

【本パンフレットに関するお問い合わせ先】

環境省 環境再生・資源循環局廃棄物規制課 TEL: 03-3581-3351(代表)



行政・各種団体ニュース

事業主の皆さまへ

労働基準監督署への報告書類（安全衛生関係）は、インターネット上で作成できるようになりました

厚生労働省は「労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」を開始しました。

このサービスでは、以下4つの「労働安全衛生関係の届出・申請等」について、労働基準監督署へ提出する書面（※1）を作成する際に、**誤入力・書類の添付忘れを防ぎ**、過去の保存データ（※2）を用いて**共通部分の入力を簡素化**します。事前申請や登録は不要ですので、ぜひご利用ください。

インターネットで帳票を作成できます



サービスの利用において
事前の申請や登録は不要です



Webブラウザ要件

- Internet Explorer
- Microsoft Edge
- Google Chrome

OS要件

- Windows10
- Windows8.1

対応している届け出・申請

- 労働者死傷病報告（休業4日以上）
- 定期健康診断結果報告書
- 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書（ストレスチェック）
- 総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告

※1：このサービスは、申請や届け出をオンライン化するものではありません。

作成した帳票は、**必ず印刷し、所轄の労働基準監督署へのご提出をお願いします。**

※2：このサービスで入力された情報は、インターネット上には保存されません。

次回以降に活用される場合は、ご自身のパソコンに保存ください。

□ 入力支援サービスへのアクセス方法はこちら □

- ・ 検索窓口から **安全衛生 入力支援** と入力
- ・ <https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> を直接入力



<お問い合わせ先>

操作に関すること：労働基準局労災保険業務課 **03-3920-3311（内線329）**

帳票の取扱いに関すること：労働基準局安全衛生部 **03-5253-1111（内線5482、5498）**

 厚生労働省労働基準局

帳票の入力画面例（定期健康診断結果報告書の場合）

労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

定期健康診断結果報告書

過去に作成・保存（※3）した帳票を読み込んで共通事項の入力を省略できます

労働保険番号(都道府県)を確認して入力してください。①

参照... 帳票入力データの読み込み

①労働保険番号

都道府県(必須)

入力項目の説明▲

入力項目の説明を確認しながら入力できます

所掌 労働保険番号の上から3桁目を入力してください。

管轄(必須)

管轄 労働保険番号の上から4、5桁目を入力してください。

基幹番号(必須)

基幹番号 労働保険番号の上から6桁～11桁目までを入力してください。

枝番号(必須)

入力エリア

帳票イメージ

②対象年

対象年(必須)

元号 年

9: 令 ▼

月 月分

報告回数

() ~月 () 月分 (報告 () 回目)

③健診年月日

健診年月日(必須) ※西暦で入力する

(※3) 入力データを保存すると次回報告時に再利用できます

④事業の種類/事業場の名称

事業場の種類(必須)

大分類 中分類

入力項目の説明▼

データの保存が完了したら、帳票を作成して印刷

戻る 帳票を作成する 帳票入力データを保存する

アンケートにご協力ください。

- 入力項目の説明を確認しながら入力できます。
- 未入力・誤入力があると、エラーメッセージが表示されます。（※4）
（※4）誤りなどを修正してから印刷が可能になります。
- 提出時は帳票だけでなく、添付書類の確認もお願いします。（※5）
（※5）総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を印刷する時は、
添付書類チェックリストでのご確認をお願いします。

2019.11

太陽光発電設備の所有者の皆様へ



太陽光発電設備をリユース、リサイクル、処分する際の留意点について

- 使用済みの太陽光パネルには、リユース可能なものがあります。
また、リサイクルによって、有用な金属やガラスを回収することができます。
- 太陽光発電設備を処分する際には、適切な処理を行う必要があります。

1. ガイドラインの紹介

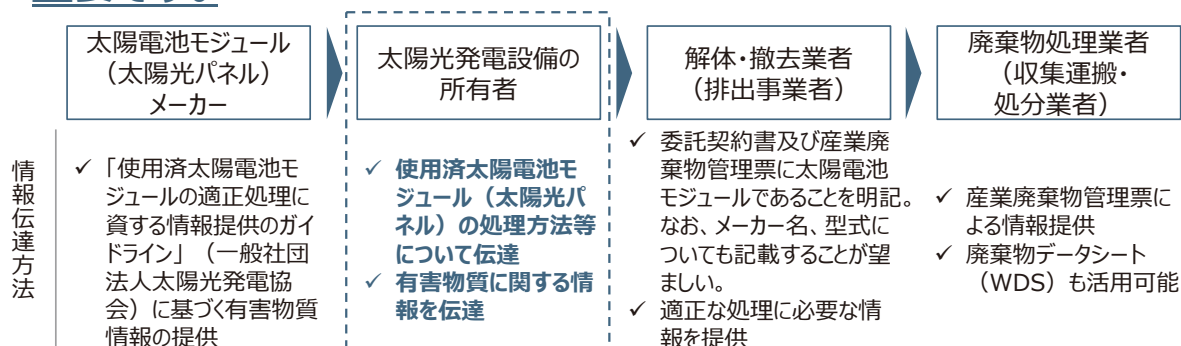
- 太陽光発電設備は、2012年から開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、大幅な導入がなされています。一方、導入初期段階の設備が既に使用済となりつつあり、排出が始まっています。
- 環境省では、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を2016年に第一版、2018年12月には第二版を公表しています。
- ガイドラインでは、使用済太陽光発電設備の解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立処分、被災した太陽光発電設備の取扱いをまとめています。本リーフレットでは、解体・撤去及び廃棄物処理業者に関わりの深いポイントを抜粋しています。

2. ガイドラインのポイント

① 処分時の留意事項（有害物質等の情報伝達など）

太陽光パネルメーカー、太陽光発電設備の所有者、解体・撤去事業者、廃棄物処理業者は、リサイクル及び最終処分について、それぞれの役割を果たす必要があります。

特に、解体・撤去業者に対して、処分の方法や有害物質に関する情報を伝達し、適正な解体・撤去及び処分費用を確保することが重要です。



②災害時における対応

災害後、被災した太陽光発電設備の処分等を進める場合、自治体、解体・撤去業者、廃棄物処理業者へ破損状況、破損モジュールの枚数等を連絡し、対処について相談して下さい。

太陽光発電設備の解体・撤去、収集・運搬時には、感電、破損等による怪我、水漏れ、立入の防止に留意してください。

＜太陽光発電設備の撤去・解体・収集・運搬時の留意点＞

感電の防止

- 太陽光パネルの受光面を下にし、受光面をブルーシート等の遮光用シートで覆うことで発電を防止。
- 太陽光パネルを触る際には、厚手の絶縁ゴム手袋等を着用。
- ケーブルの末端はビニールテープなどで絶縁。等

破損等による怪我の防止

- ガラス等により怪我をしないように保護帽、厚手のゴム手袋、保護メガネ、作業着等を着用。等

水漏れ防止

- ガラスが破損している場合、水濡れによって含有物質が流出する恐れがあるため、ブルーシート等で覆うなどの水濡れ防止策を実施。等

立入の防止

- 太陽光パネルによる感電、怪我を防ぐため、みだりに人が触れるのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意喚起。等

③リユース、リサイクル事例

● リユース事例

使用済みとなった太陽光パネルについても、再販売可能なものもある。既に多くのリユース事例が報告されている。



太陽光パネルの外観検査



リユース品を使用した発電所

● リサイクル事例

使用済太陽電池モジュールを分離や破碎・選別し、ガラスや有用金属（銀等）を回収・リサイクルすることで資源の有効利用が可能となります。



分離したガラス



破碎・選別したガラス



有用金属（銀）のイメージ

詳細は環境省ホームページをご確認ください。

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

検索

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110488.pdf>



■ お問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
TEL 03-3581-3351（代表）

解体・撤去業者及び
廃棄物処理業者の皆様へ



太陽光発電設備を廃棄処理する際の 留意点について



- 太陽光パネルには、**鉛等の有害物質が含まれている可能性**があるため、取扱いには注意が必要です。
- 廃棄処理等を行う際には、廃棄物処理法に従い適切な処理を行う必要があります。

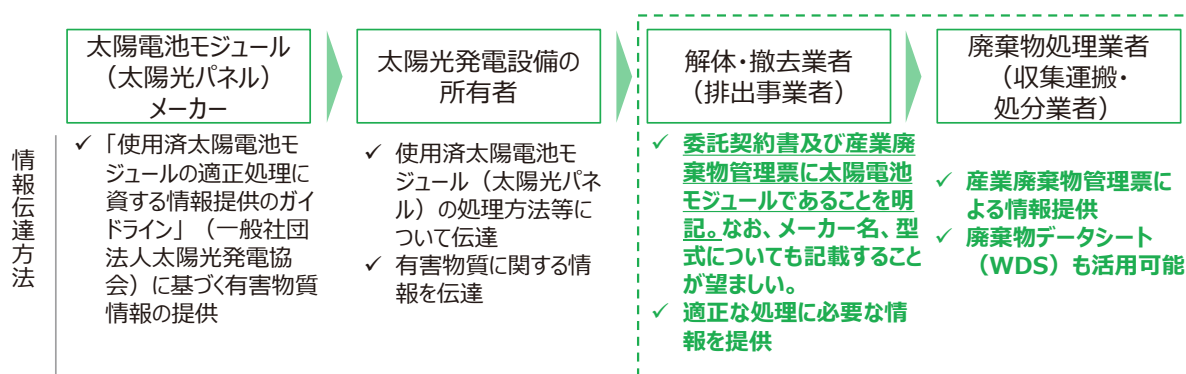
1. ガイドラインの紹介

- 太陽光発電設備は、2012年から開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、大幅な導入がなされています。一方、導入初期段階の設備が既に使用済となりつつあり、排出が始まっています。
- 環境省では、「太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン」を2016年に第一版、2018年12月には第二版を公表しています。
- ガイドラインでは、使用済太陽光発電設備の解体・撤去、リユース、収集・運搬、リサイクル、埋立処分、被災した太陽光発電設備の取扱いをまとめています。本リーフレットでは、解体・撤去及び廃棄物処理業者に関わりの深いポイントを抜粋しています。

2. ガイドラインのポイント

① 廃棄処理時の留意事項（有害物質等の情報伝達など）

太陽光パネルメーカー、太陽光発電設備の所有者、解体・撤去事業者、廃棄物処理業者は、リサイクル及び最終処分について、それぞれの役割を果たす必要があります。



①廃棄処理時の留意事項（続き）

- ✓ 解体・撤去業者が産業廃棄物の処理を委託する際の委託契約書や、引渡の際に交付する産業廃棄物管理票（マニフェスト）に太陽電池モジュールであることを明記する必要があります。その際、メーカー名、型式も記載することが望ましいです。
- ✓ 解体・撤去業者は、基本的に廃棄物処理法上の排出事業者に該当し、解体した太陽光パネルの処理責任を負います。
- ✓ 太陽電池モジュールの性状や取り扱う際の注意事項等、必要な情報提供手段として、廃棄物データシート（WDS）を活用することが推奨されます。
- ✓ 太陽電池モジュールは品目上基本的に「金属くず」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」及び「廃プラスチック類」の混合物として扱われます。
- ✓ 埋立処分をする場合は管理型最終処分場に埋め立てる必要があります。

②被災太陽光パネルの取扱い

太陽光発電設備の解体・撤去、収集・運搬時には、「感電の防止」、「破損等による怪我の防止」、「水漏れ防止」、「立入の防止」に留意してください。

感電の防止

- 太陽光パネルの受光面を下にし、受光面をブルーシート等の遮光用シートで覆うことで発電を防止。
- 太陽光パネルを触る際には、厚手の絶縁ゴム手袋等を着用。
- ケーブルの末端はビニールテープなどで絶縁。等

破損等による怪我の防止

- ガラス等により怪我をしないように保護帽、厚手のゴム手袋、保護メガネ、作業着等を着用。等

水漏れ防止

- ガラスが破損している場合、水濡れによって含有物質が流出する恐れがあるため、ブルーシート等で覆うなどの水濡れ防止策を実施。等

立入の防止

- 太陽光パネルによる感電、怪我を防ぐため、みだりに人が触れるのを防ぐための囲いを設け、貼り紙等で注意喚起。等

詳細は環境省ホームページをご確認ください。

太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン（第二版）

検索

<http://www.env.go.jp/press/files/jp/110488.pdf>



■ お問い合わせ先

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
TEL 03-3581-3351（代表）

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター(JWセンター)

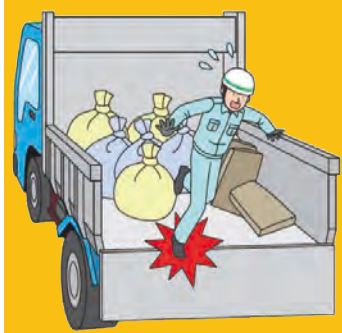
産業廃棄物処理業の安全衛生管理

～映像教材のご案内～

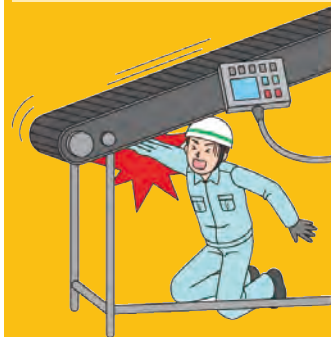


廃棄物処理業では労働災害※が多く発生しています。
※労働者が、業務に起因して負傷する、疾病にかかる又は死亡すること。

転落・墜落



はさまれ・巻き込まれ



転倒



☑ 労働災害を防ぐためには「安全衛生管理」が必要です！

労働災害を防ぐためには**安全衛生管理**を適切に進める必要があります。

JWセンターでは**安全衛生管理の進め方**や日々の**安全衛生活動の例**、労働災害の**事故の事例**を紹介する映像教材をホームページで公開しています。

社内での安全衛生教育にご活用ください。

詳しくはホームページへ [URL] <https://www.jwnet.or.jp/>

JWセンター 安全衛生

検索

〈JWセンターホームページ〉



■お問い合わせ

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター 教育研修部
TEL 03-5275-7115 FAX 03-5275-7116

右のQRコードからも映像教材の公開ページにアクセスいただけます



令和2年1月31日



福岡県内の産業廃棄物処理業における 労働災害発生状況 (2019年1月～12月)

死亡者数

2

名 (前月比±0名)

休業4日以上の死傷者数

71

名 (前月比+2名)

出所： 厚生労働省 職場のあんぜんサイト：「労働災害統計」→「労働災害発生速報」
「死亡災害報告による死亡発生状況」, 「労働者死傷病報告による死傷災害発生状況」



公益社団法人
福岡県産業資源循環協会 リスク対策部会

優良産廃処理業者認定制度 取得企業の声紹介コーナー

本コーナーでは「優良産廃処理業者認定制度」を取得されている企業の声をご紹介します。

認定取得を目指したキッカケや取得にむけて、現在取得に向け取り組んでいる企業の方へのアドバイス等を伺い、今後「優良産廃処理業者認定制度」の認定を受けることを検討している企業に参考になればと思います。

1. 御社の業務の内容を教えてください。

収集運搬と中間処理、中間処理としては廃油、汚泥など液状物、泥状物の焼却、木くずや廃プラなど固形物の破碎、廃石膏ボードのリサイクルなど
廃油や船舶廃油の油水分離など

2. 優良産廃処理業者の認証取得を目指したキッカケを教えてください。

優良認定制度の前身である優良性評価制度が平成17年にスタートし、その当時の制度でも優良業者となろうとすると、情報公開やISO14001又はEA21の認証取得などの基準のクリアを求められるようになりました。基準に適合すると所謂優良業者として認められるという制度でしたが、実は制度そのものが許可基準強化の一環であるように感じ、将来的には優良基準が許可基準に組み込まれていくような危機感を覚え、制度への取り組みを決めました。その後、平成23年に優良認定制度に移行してからも引き続き取り組んでいます。

3. 認証を取得後、お取引先及び排出事業者からの反応はありましたか？

優良性評価制度の時代はほとんどの排出事業者が制度そのものを知らないのという状態で制度に取り組むメリットもほとんど感じることはなく、制度そのものをこちらから排出事業者にも都度説明しているような状態でしたが、優良認定制度になってからは、排出事業者の制度への認知度も上がり、今では優良認定業者だからという理由での仕事の引き合いもかなり増えてきたと感じます。また環境配慮契約法による発注も増えているように感じます。

4. 認証を取得後、社内の変化や効果はありましたか？

優良認定による直接的な変化は多くはないと感じます。しかし、付帯しての変化や効果は感じます。例えば、優良性評価制度に取り組む際にISO14001認証を取得しましたが、そのことにより社内の教育研修体制が構築でき、会社全体として環境に関する新しい情報を収集し、触れる機会が増え、社員全員の環境配慮意識が高まったことや、様々な場面で地域や社会に貢献しているという意識が芽生えたことが大きな効果として感じます。現在はSDGsと社内の取り組みとを関連付けた教育研修を実施し更なる成長を目指しています。

5. 現在、取得へ取り組んでいる企業へアドバイス等があればお願いします。

優良認定への取り組みは、0から1にする最初のステップが最も大変で負担も大きく、取り組みに二の足を踏む事業者も多いと思います。また、原則として許可の更新時にしか優良認定の申請が出来ず、タイミングが合わずに取り組みをしていない事業者も多いと思います。しかし、制度の一部が変わり、許可の更新時ではなくても、優良認定の申請をする場合に限り、どのタイミングでも許可更新の申請が出来るようになり、また今年中に優良認定の申請をする場合は事前の情報公開期間が短くても良い措置も講じられているので、これから申請をしようと考えている事業者の方は、今年が最も取り組みやすい時期となっているので前向きに検討をしてみてもはいかがでしょうか。メリットがないという意見も耳にしますが、認定を受けてみれば目に見えないものも含め多くのメリットを感じられると思います。

■会社名：株式会社クリーンセンター〔北九州支部〕

■代表者：代表取締役 酒田 雅央

■住 所：北九州市門司区新門司3-67-9



川渡り神幸祭(かわわたりじんこうさい)

福岡県田川市の「風治八幡宮 川渡り神幸祭(かわわたりじんこうさい)」は、福岡県五大祭りの一つに数えられ、筑豊地区を代表する福岡県指定無形民俗文化財第1号に登録されているまつりです。

永禄年間(1558年～1570年)、伊田村に疫病が流行した際、村の氏神である同神社にその終息を祈願し、成就のお礼として奉納されたことに始まるもので、以来今日まで450年以上も続く歴史と伝統を誇る祭礼です。

「川渡り神事」は、風治八幡宮と白鳥神社の神輿(みこし)2基と華やかに飾った山笠11台が豊作や無病息災を祈り「彦山川」を渡ります。川の中で山笠を前後に揺すり、互いに水しぶきを掛け合う「ガブリ」は迫力満点。そのほかにも、神輿と山笠が各地区を練り歩き、獅子舞の奉納が行われます。

また夜になると、露店の明かりと各地区の山笠の電飾が灯り、昼間の賑やかさとは違った雰囲気味わえます。

まつりは、毎年5月の第3土曜日とその翌日の日曜日に行われます。

2020年5月16日と17日(※5月第三土曜日と翌日の日曜日)

【開催場所】：彦山川周辺 福岡県田川市魚町

【交通アクセス】：九州自動車道「八幡インターチェンジ」から車で約30分

【駐車場】：あり(無料)



理事会報告

第60回理事会

- I. 日 時 令和2年1月9日（木）
- II. 場 所 博多サンヒルズホテル
2階 星雲の間
- III. 出席者 理事 26名、監事 2名
- IV. 議 題
 - 1. 事業活動状況について
 - 2. 支部会員からの意見及び要望について
 - 3. 審議事項について
 - 4. 新規入会の承認について
 - 5. 報告事項について
 - 6. その他

第61回理事会

- I. 日 時 令和2年3月12日（木）
- II. 場 所 博多サンヒルズホテル
2階 星雲の間
- III. 出席者 理事 24名、監事 2名
- IV. 議 題
 - 1. 事業活動状況について
 - 2. 支部会員からの意見及び要望について
 - 3. 審議事項について
 - 4. 新規入会の承認について
 - 5. 報告事項について
 - 6. その他

支部・部会だより

福岡支部

11月29日：福岡市不法投棄防止街頭キャンペーン(福岡市天神)

・マスク配布9名参加



12月12日第8回支部理事会(祇園おおしま)

- ・活動報告
- ・賀詞交歓会について
- ・災害協定について
- ・県理事会・部会報告

1月22日：第9回支部理事会・賀詞交換会(八仙閣本店)議事

- ・活動報告
- ・賀詞交歓会について
- ・災害協定について
- ・県理事会・部会報告

賀詞交歓会 82名参加

2月12日：筑紫保健福祉環境事務所不法投棄撲滅街頭キャンペーン(イオンモール筑紫野店)

チラシ配布 5名参加



2月18日：第10回支部理事会(リファレンス大博多ビル)議事

- ・活動報告
- ・定時総会について
- ・災害協定について
- ・県理事会・部会報告

筑後支部

11月9,10,16,17,23,24,30日、12月1日

資格取得事業(支部事業)

○車輻系建設機械(整地・解体) STEP2
参加者10名32社

12月3日：支部理事会(かにしげ)

- ・支部長挨拶
- ・県理事会・地区会報告
- ・行政との意見交換会・施設見学会報告
- ・ノーボイ報告
- ・支部研修旅行報告
- ・資格取得事業報告
- ・次期支部理事、次期県理事候補者について
- ・次年度支部総会の講師、テーマ、予算について
- ・本年度の収支について
- ・来年度の年間スケジュール(案)について
- ・その他
- ・浮羽商会退会について

2月5日：支部理事会(ホテルマリタール創世)

- ・支部長挨拶
- ・県理事会・地区会報告
- ・表彰者候補について
- ・次期支部理事、次期県理事候補者について
- ・本年度の収支について
- ・来年度の年間スケジュール及び予算について
- ・次年度支部総会の講師、テーマ、予算について
- ・支部総会の役割、タイムスケジュール等について
- ・その他

筑豊支部

11月11日：筑豊支部クリーンキャンペーン(イオンモール穂波)

- ・福岡県嘉穂鞍手保健福祉環境事務所とチラシ啓発グッズを配布
- 支部役員13名参加

11月26日：不法投棄防止啓発パトロール(嘉麻市内)

- ・支部役員5名
- ・嘉穂鞍手保健福祉環境事務所6名参加

北九州支部

11月29日：

12月21日(土)に北九州市主催の環境・SDGsの公開講座について会員へ周知した

- ・福岡県京築保健福祉環境事務所の活動について

12月10日：第59回支部理事会(ステーションホテル小倉)

- ・支部事業について
- ・産業廃棄物処理高度化事業について
- ・県協会関連事項について
- ・次年度総会について
- ・その他

12月10日：北九州市環境局と意見交換会(ステーションホテル小倉)

- ・産業廃棄物処理高度化事業について
- ・その他

1月21日：北九州市災害時石綿防止マニュアルの周知について会員へ周知した。

1月23日：令和元年度北九州市産業廃棄物3R適正処理推進講習会(従業員向けセミナー)

- 排出事業者が求めるサービスとは
- 株式会社 Green prop 未来デザイン室

2月12日：第60回支部理事会(パークサイドビル会議室)

- ・支部事業について
- ・産業廃棄物高度化事業について
- ・県協会関連事項について
- ・次年度総会について
- ・その他

総務部会

12月26日：総務部会(協会事務局)

- ・会費の配賦基準について
- ・会費規程について
- ・令和2年度事業計画(案)について
- ・令和2年度予算(案)について
- ・賛助会員に関する事業について
- ・今後の協会組織体制について
- ・その他

2月18日：理事等研修旅行の開催について案内した

適正処理啓発部会

11月26日：不法投棄防止啓発パトロール出発式(県庁)

○参加者53名(協会23名、福岡県30名)

出発式終了後、各地域で不法投棄防止パトロールを実施した

○詳細はP2

11月29日：福岡市との不法投棄防止啓発街頭キャンペーン(西鉄福岡駅前)

○参加者9名

リスク対策部会

12月5日：中央労働災害防止協会より(公社)全国産業資源循環連合会を通じて周知依頼があった安全衛生教育促進運動の実施について会員へ周知した。

12月12日：労働安全衛生法関係の届出・申請帳票等の作成支援サービスが開始されたことについて会員へ周知した。

12月13日：職場の安全の意識の高揚、労働災害撲滅を願い、標語募集することを会員へ周知した

12月20日：11月末時点での福岡県内の労働災害発生状況について会員へ周知した。

1月31日：労働災害発生状況について会員へ周知した

2月4日：リクス対策部会（協会事務局）

1. 令和元年度事業について

- (1) 令和2年度労働安全衛生標語の募集について
- (2) 会員企業における安全衛生活動の現状調査について
- (3) 令和元年度労働安全衛生に関する研修会について

2. 令和2年度事業計画について

3. その他

2月27日：労働安全衛生スキルアップ研修会（福岡県中小企業振興センター）

○参加者 25名

○詳細はP9

医療部会

11月29日：医療部会視察見学会

施設見学先：株式会社太陽化学 谷山臨海工場（鹿児島市）

参加者9名



11月29日：医療部会（JR 九州ホテル鹿児島）

議題

- ・第63回九州地域協議会医療部会の報告について
- ・第64回九州地域協議会医療部会の提案議題等について
- ・令和2年度医療部会事業計画について
- ・その他

1月22日：九州地域協議会医療部会（ホテル JAL シティ長崎）

報告

- ・第63回九州地域協議会医療部会議事概要及び収支について
- ・第74回九州地域協議会議事概要について

議題

- ・次期役員の選出について
- ・各県の活動状況と情報交換について
- ・その他

建設廃棄物部会

12月9日：建専連九州と国土交通省九州地方整備局との業種別意見交換会（東福第2ビル）

- ・建設業における「担い手確保」、「働き方改革の取り組み」と「キャリアアップシステム」について意見交換を行った。

12月25日：部会員を対象に、令和2年2月5日（水）に開催される福岡県（県土整備部他）との意見交換会の提案議題を募集した。

2月5日：福岡県（県土整備部他）との意見交換会（吉塚合同庁舎）

- ・部会員から意見があった「優良産廃処理業者認定制度の活用について」要望した

2月21日：建設廃棄物部会（TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター）

- ・全国産業資源循環連合会建設廃棄物部会に関する報告について
- ・建設専門団体連合会九州支部に関する報告について
- ・令和2年度事業計画について
- ・その他

2月21日：建設専門業の経営革新支援研修会（TKP ガーデンシティ博多新幹線口）

- ・建設業と災害対応（仮題）
- ・建設業の働き方改革を巡る最近の動きについて
- ・建設業の担い手確保等を巡る最近の動きについて
- ・建設キャリアアップシステムについて

青年部会

11月18日：第210回幹事会（久留米ホテルエスプリ）
（議事）

- ・レベルアップ研修会について
- ・環境教育について
- ・賀詞交歓会について
- ・青年部ゴルフコンペについて

11月20日：青年部ゴルフコンペ（麻生飯塚ゴルフ倶楽部）
○参加者21名



11月28日：実務従事者研修会（久留米ビジネスプラザ）
・協会事業支援活動（設営、受付、講師派遣等の運営業務）
・参加者21名



12月4日：第211回幹事会（アクア博多）
（議事）

- ・レベルアップ研修会について
- ・環境教育について
- ・賀詞交歓会について

12月18日：青年部協議会九州ブロック第104回役員会
（熊本市国際交流会館3階国際会議室）
（議題）

- ・全産連青年部協議会幹事会について
 - ・全産連青年部協議会第10回カンファレンス報告について
 - ・九州ブロック一斉清掃について
 - ・全産連青年部協議会九州ブロック第19回通常総会について
 - ・役員改選について
 - ・全産連青年部協議会九州ブロック第13回交流会について
 - ・全産連青年部協議会第12回全国大会九州大会について
- （報告）
- ・各県近況報告
 - ・その他

1月15日：環境教育（席田中学校）

○詳細はP4～5

1月29日：第212回幹事会（リファレンス大博多ビル）

- ・レベルアップ研修会について
- ・環境教育について
- ・賀詞交歓会について
- ・総会について

1月29日：賀詞交歓会（頤和園）

○参加者33名

2月19日：第213回幹事会（TKP 博多駅筑紫口ビジネスセンター）

- ・レベルアップ研修会について
- ・一斉清掃ボランティアについて
- ・賀詞交歓会について
- ・総会について

2月20日：実務従事者研修会（福岡中小企業振興センター）

- ・協会事業支援活動（設営、受付、講師派遣等の運営業務）
- ・参加者21名



2月29日：青年部協議会九州ブロック三役会
（佐賀衛研（株））

- ①全産連青年部協議会幹事会について
- ②九州ブロック一斉清掃について
- ③全産連青年部協議会九州ブロック第19回通常総会について
- ④役員改選について
- ⑤令和2年度収支予算（案）について
- ⑥令和2年度事業計画（案）について
- ⑦全産連青年部協議会九州ブロック第13回交流会について
- ⑧全産連青年部協議会第12回全国大会九州大会について
- ⑨その他

3月6日：実務従事者研修会（小倉興産 KMM ビル）

- ・協会事業支援活動（設営、受付、講師派遣等の運営業務）
- ・参加者21名



収集運搬部会

- 1月16日：収集運搬部会（協会事務局）
- ・九州地域協議会収集運搬部会について
 - ・令和2年度事業計画について
 - ・その他
- 2月7日：九州地域協議会収集運搬部会（宮日会館）
- ・第45回九州地域協議会収集運搬部会議事概要について
 - ・九州地域協議会の報告について
 - ・全国産業資源循環連合会の報告について
 - ・各県からの提案議題について
 - ・次期役員選出について
 - ・各県の活動状況と情報交換について
 - ・その他

中間処理・リサイクル部会

- 11月19日：中間処理部会役員会（協会事務局）（議題）
- ・令和元年度事業について
 - (1) 会員へのアンケート調査について
 - (2) 視察研修会について
 - ・令和2年度事業計画について
 - ・その他について
- 1月24日：中間処理部会（協会事務局）
- ・令和元年度事業について
 - (1) 会員へのアンケート調査について
 - (2) 視察研修会について
 - ・令和2年度事業計画について
 - ・その他について
- 1月30日：九州地域協議会中間所部会（ホテルオークラ JR ハウステンボス）
- ・九州地域協議会の報告について
 - ・全産連中間処理部会運営委員会報告について
 - ・役員改選について
 - ・各県からの提案議題について
 - ・各県の活動状況と情報交換について
- 2月27日～28日：中間処理部会施設見学会
施設見学先（愛知県）
- 株式会社カネミヤ
 - ・廃プラスチック類洗浄施設
 - 加山興業株式会社
 - ・破碎、選別、焼却、押出成形、乾燥、減容固化、蛍光灯破碎

最終処分部会

- 2月5日：九州地域協議会最終処分部会（熊本ホテルキャッスル）
- ・全国産業資源循環連合会九州地域協議会報告
 - ・全国産業資源循環連合会最終処分部会運営委員会及び分科会報告
 - ・次期役員の選出について
 - ・各県の活動状況と情報交換について
 - ・その他
- 3月11日：最終処分部会（協会事務局）
- ・全国産業資源循環連合会最終処分部会関係の報告について
 - ・令和2年度事業計画について
 - ・次期役員改選について
 - ・その他

法制度対策委員会

- 1月21日：法制度対策委員会（パークサイドビル）
- ・全産連法制度委員会関係の報告について
 - ・法制度対策委員会に関する事業について
 - 1 優良産廃処理業者のステッカー作成
 - 2 優良産廃処理業者のメリットについて
 - ・九州地域協議会優良認定制度連絡協議会について
 - ・その他
- 1月21日：九州地域協議会優良認定制度連絡協議会（パークサイドビル）
- ・各県の認定状況について
 - ・各県からの提案議題について
 - ・各県の活動状況と情報交換について
- 1月31日：優良認定制度説明会（中小企業振興センター）
「優良産廃処理業者認定制度について」
- ① 優良産廃処理業者認定制度の概要
 - ② 情報公開項目の内容について

会報編集委員会

- 11月29日：サステナスタイルNo.23 発送
- 1月29日：会報編集委員会（協会事務局）
- ・サステナスタイルNo.24の内容について

災害対策委員会

- ・協定締結済み市町村（17市、13町 計30市町）

新会員の紹介

正会員

▶北九州支部

株式会社芝緑化園

代表取締役 芝 俊二

○収集・運搬（積換え保管を含まない）

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、廃油、
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、がれき類

《連絡先》

〒808-0124

北九州市若松区大字安屋 1941-1

TEL 093-741-2845 FAX 093-741-2886

莉建特殊

代表 楠木 慎也

○収集・運搬（積換え保管を含まない）

がれき類

《連絡先》

〒871-0801

築上郡吉富町大字小祝 546-1

TEL 0979-22-0303 FAX 0979-64-7200

現在会員数（令和元年2月29日現在）

福岡支部	筑豊支部	筑後支部	北九州支部
129	55	95	160
正会員	賛助会員		総会員
439	27		466

名簿の変更

(※ページは『令和元年7月31日現在の会員名簿』の該当ページ)

○豊島急送株式会社 (P20)

【住所の変更】

〒811-2126 ⇒ 〒811-2104

粕屋郡宇美町障子岳南3-1-31 ⇒ 粕屋郡宇美町大字井野277-1

○株式会社唐和建設工業 (P92)

【名称・住所の変更】

有限会社唐和建設工業 ⇒ 株式会社唐和建設工業

〒801-0802 ⇒ 〒801-0811

北九州市門司区白野江4-8-25 ⇒ 北九州市門司区大字大積725-31

○有限会社一伸 (P122)

【住所の変更】

〒807-0806 ⇒ 〒807-0852

北九州市八幡西区日吉台2-18-25-203 ⇒ 北九州市八幡西区永犬丸西町4-12-12

代表者の変更

○有限会社樋口設備 (P32)

代表取締役 樋口 光弘 ⇒ 代表取締役 樋口 繁幸

○有限会社稲築環境衛生 (P54)

代表取締役社長 山崎 健一 ⇒ 代表取締役社長 大岩 伸光

○有限会社甘木廃棄物センター (P70)

代表取締役 合原 茂 ⇒ 代表取締役 鶴田 正臣

○アマタ株式会社 (P98)

代表取締役 佐藤 博之 ⇒ 代表取締役 末次 貴英

協会の動き

月 日	事 項	場 所
11月15日	第18回産業廃棄物と環境を考える全国大会へ出席	ホテルオークラ神戸
11月20日～22日	新規特管収集運搬講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
11月21日	福岡県災害廃棄物処理連絡会へ出席	福岡県庁
11月28日	実務従事者研修会の開催	久留米ビジネスプラザ
11月29日	福岡市との不法投棄防止啓発該当キャンペーン	福岡市役所
12月6日	九州地域協議会事務局職員研修会	西鉄クルーム博多
12月12日～13日	新規収集運搬講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
1月9日	建設関連団体合同新年賀詞交換会へ出席	グランド・ハイアット福岡
1月16日	全産連新年賀詞交換会へ出席	明治記念館
1月17日	PCB 収集運搬作業従事者講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
1月17日	全産連災害対策委員会へ出席	全産連会議室
1月22日	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
1月23日	更新・収集運搬講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
1月28日	福岡県ビルメンテナンス協会賀詞交歓会へ出席	天神スカイホール
1月30日	宮崎県県外廃棄物説明会の開催	福岡県中小企業振興センター
1月31日	全国正会員事務局責任者会議へ出席	アジュール竹芝
1月31日	優良産業廃棄物処理業者認定制度説明会の開催	福岡県中小企業振興センター
2月4日	福岡市処理業者講習会へ参加	福岡市役所
2月5日	全産連法制度対策委員会へ出席	全産連会議室
2月6日	令和元年度福岡県産業廃棄物排出事業者講習会（医療系）へ参加	久留米環境交流プラザ
2月7日	令和元年度第2回行政連絡協議会へ出席	福岡市赤煉瓦文化館
2月13日～14日	更新・処分講習会の開催	福岡県中小企業振興センター
2月14日	第75回九州地域協議会へ出席	ANA クラウンプラザホテル長崎
2月14日	令和元年度福岡県産業廃棄物排出事業者講習会（医療系）へ参加	福岡市役所
2月15日	医療関係機関等を対象とした特別管理産業廃棄物管理責任者の開催	福岡県中小企業振興センター
2月18日	令和元年度福岡県産業廃棄物排出事業者講習会（医療系）へ参加	毎日西部会館
2月19日	環境セミナーの開始	JR 九州ホール
2月20日	実務従事者研修会の開催	福岡県中小企業振興センター
2月20日	廃棄物資源循環学会九州支部幹事会へ出席	
2月21日～22日	全国正会員会長・理事長会議へ出席	ホテル福島グリーンパレス
2月27日	労働安全衛生スキルアップ研修会	福岡県中小企業振興センター
3月3日～4日	ステップアップ研修会の開催	福岡県中小企業振興センター
3月6日	実務従事者研修会の開催	小倉興産 KMM ビル
3月18日～19日	新規・収集運搬講習会の開催	福岡県中小企業振興センター

(公社) 福岡県産業資源循環協会主催の各種研修会について

当協会では県内の産業廃棄物の適正処理を推進するため、令和元年度は以下の各種研修会の実施を予定しております。

産業廃棄物実務従事者研修会（レベルアップ研修会） 処向け・排向け

…(CPDS認定取得予定)

対象： 排出事業者（産業廃棄物を排出する事業所）の産業廃棄物の担当者の方や、処理業者の事務員・収集運搬車の乗務員などの主に実務従事者

内容： 産業廃棄物処理業界で働く者として知っておくべき、最低限の産廃に関する知識を学ぶ。

⇒産業廃棄物概要、委託契約書、マニフェスト、帳簿、+マニフェスト作成演習

産業廃棄物ステップアップ研修会 処向け

…(CPDS認定取得予定)

対象： 処理業者の事務員・収集運搬車の乗務員などの主に実務従事者

内容： 産業廃棄物処理業界で働く者として知っておくべき、各種法令の知識、業界の現状等に関する知識を学ぶ。

排出企業を対象にした産業廃棄物マネジメント研修会 排向け

…(CPDS認定取得予定)

対象： 排出事業者（産業廃棄物を排出する事業所）の産業廃棄物の担当者

内容： 排出事業者としての適正管理に必要な基礎知識と実務のポイントを学ぶ。

適正処理マネジメント研修会 処向け

…(CPDS認定取得予定)

対象： 処理業者の経営者、管理者

内容： 産業廃棄物処理業における会社経営やマネジメントに関する事項などについて、経営者・管理者が知っておくべき内容を学ぶ。

環境セミナー 処向け・排向け

…(CPDS認定取得予定)

対象： 処理業者の経営者・管理者や、排出事業者（産業廃棄物を排出する事業所）の経営者・管理者

内容： 排出事業者が廃棄物処理法について正しく理解し、また適正な業者に委託することの重要性やその選択方法などについて学ぶ。また、処理業者としては、どのように排出事業者から選ばれる処理業者になるかを学ぶ。

電子マニフェスト導入研修会 処向け・排向け

対象： 電子マニフェストの導入を検討している、または、すでに導入している排出事業者の産業廃棄物の担当者や、処理業者の事務員、車両の運転手など実際に電子マニフェストシステムに携わる方

内容： 電子マニフェストシステムの概要等について学ぶ。

電子マニフェスト・パソコン操作体験会 処向け・排向け

対象： 電子マニフェストの導入を検討している、または、すでに導入している排出事業者の産業廃棄物の担当者や、処理業者の事務員、車両の運転手など実際に電子マニフェストシステムに携わる方

内容： PCを用いて、実際に電子マニフェストシステムの操作体験を行う。

※研修会の詳細が決定次第、随時、協会HP（<http://www.f-sanpai.com/>）のTOPページ内「協会主催の研修会について」欄に掲載します（研修会の最新の受付状況についても確認できます）。また、そのまま研修会に申し込むことも出来ます。

※「処向け」「排向け」は、それぞれ「処理業者向け」「排出事業者向け」の研修会です。

2020年度許可申請講習会日程（福岡県）

●2020年度の講習会の受付開始は、4月1日（月）～となります。

公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターのホームページから午前9時以降にご確認いただけます。（<http://www.jwnet.or.jp>）

福岡	4/24（金）	更新	収集運搬
福岡	5/28（木）～29（金）	新規	収集運搬
福岡	6/23（火）～26（金）	新規	処分
福岡	7/30（木）	更新	収集運搬
福岡	7/31（金）	特別管理産業廃棄物管理責任者	
福岡	8/24（月）～28（金）	新規	（特管）処分
福岡	9/24（木）～25（金）	新規	収集運搬
福岡	10/15（木）	更新	収集運搬
福岡	10/16（金）	特別管理産業廃棄物管理責任者	
福岡	11/18（水）～20（金）	新規	（特管）収集運搬
福岡	12/2（水）～3（木）	新規	収集運搬
福岡	1/21（木）	更新	収集運搬
福岡	1/22（金）	特別管理産業廃棄物管理責任者	
福岡	2/25（木）～26（金）	更新	処分
福岡	3/18（木）～19（金）	新規	収集運搬

※福岡会場：

（公財）福岡県中小企業振興センター

※福岡会場（北九州）：

パークサイドビル

《福岡会場》



講習会・研修会のご案内

講習会の受講申込みはWebで!!

新規許可講習会

更新許可講習会

特管責任者講習会

<http://www.jwnet.or.jp/>



受講の申込みは
インターネットが便利です。
※詳細はJWセンターホームページ
<http://www.jwnet.or.jp/>を
ご覧ください。

Web申込みのメリット



受講料の割引

Webからお申込みいただくと、受講料が500円引きになります。



受講申込書取寄せ不要

書面の受講申込み書(「受講の手引き」)の取寄せには郵送料がかかりますがWeb申込みでは不要です。



24時間申込み可能

JWセンターホームページにアクセスすれば、24時間いつでもWeb申込みができます。Web申込みでは、本人確認用の写真(画像ファイル)が必要です。



受講料支払手数料が不要

Webでのお申込みの方は、銀行・コンビニ・クレジットカードから受講料のお支払いが選択できます。コンビニ・クレジットカードでのお支払の場合、支払手数料は無料です。銀行振込みの場合、振込手数料は、振込者の負担となります。



合否結果を早めに確認

Webでのお申込みの方には「マイページ」が作成され、申込内容の確認、変更、受講票のダウンロード、いち早く合否結果の確認等ができます。

Web申込み手続きの流れ



Web申込みの前に・・・

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。

Web申込みの前に、JWセンターホームページ(<http://www.jwnet.or.jp/workshop/index.html>)より、開催日程・空席状況をご確認ください。

インターネット環境を
ご確認ください。

利用環境

OS: Windows

ブラウザ: Microsoft Internet Explorer 9~11、
Microsoft Edge、Google Chrome、FireFox

ブラウザの設定について

- ・「SSL暗号化通信が可能」な設定でご利用ください。
- ・一部にポップアップを利用しています。「当システムのポップアップを許可する」設定でご利用ください。

詳細はJWセンターホームページを参照ください。

メールの受信設定について

Web申込みではEメールアドレスの登録が必須です。登録されたEメールアドレスに受付手続きの状況の連絡をいたします。あらかじめ「jw-reception@shiken-navi.net」からのEメールを受信できるように設定してください。

修了証の氏名について

修了証の氏名は、JIS X0213:2004(JIS第1水準～第4水準)の対応文字で交付いたします。非対応の文字は置き換えさせていただきます。(例:高→高)

顔写真(画像ファイル)
の準備

Web申込みでは、本人確認用の顔写真(画像ファイル)の登録が必要です。「写真について(ファイルの形式、サイズ等)」を参考に必要な写真(画像ファイル)をご準備ください。(Web申込みを行うパソコンに、あらかじめ画像ファイルを保存しておきます。)

写真について(ファイルの形式、サイズ等)

ファイルの形式: JPEG形式に限ります。(ビットマップ形式やその他の形式のファイルは使用できません。)

ファイルのサイズ: 縦832ピクセル×横640ピクセルのものを作成してください。

「画像切取ツール」(ソフトウェア)について

JWセンターホームページからダウンロードできる「画像切取ツール」を使用すれば、簡単な操作で、デジタルカメラやスマートフォンで撮影した画像ファイルを、上記の形式・サイズに沿ったファイルに変換することができます。元の画像ファイルは、縦832ピクセル×横640ピクセル以上のファイルをご準備ください。詳細はJWセンターホームページを参照ください。

画像加工サービスについて

ご自身で顔写真の加工が出来ない場合は、次のEメールアドレスにデジカメで撮った写真をお送りください。加工して送り返します。【写真送信先メールアドレス: photo@jwnet.or.jp】

※本人確認のため、講習会場で免許証等の提示をお願いすることがあります。

講習会・研修会のご案内



受講課程と受講料

■処理業者

新規許可講習会の種類

課程名	対象者	許可申請の種類	講習期間	通常料金	割引料金
A 産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	2日	30,400円	29,900円
B 産廃の処分課程	産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	<産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	3日	48,300円	47,800円
C 産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	3.5日	67,400円	66,900円
D 特別管理産廃の収集・運搬課程	特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業> 新規許可/更新許可/変更許可	3日	46,200円	45,700円
E 特別管理産廃の処分課程	特別管理産業廃棄物処分業の許可を受けようとする方	<産業廃棄物処分業> <特別管理産業廃棄物処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	4日	68,000円	67,500円
F 特別管理産廃の収集・運搬と処分課程	特別管理産業廃棄物の収集・運搬業の許可と処分業の許可の両方を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 新規許可/更新許可/変更許可	4.5日	97,600円	97,100円

更新許可講習会の種類

課程名	対象者	許可申請の種類	講習期間	通常料金	割引料金
G 産廃又は特管産廃の収集・運搬課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物収集・運搬業の許可の更新を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業> 更新許可/変更許可	1日	20,000円	19,500円
H 産廃又は特管産廃の処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新を受けようとする方	<産業廃棄物処分業> <特別管理産業廃棄物処分業> 更新許可/変更許可	1.5日	25,200円	24,700円
I 産廃又は特管産廃の収集・運搬と処分課程	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬業、処分業の許可の更新を受けようとする方	<産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> <特別管理産業廃棄物収集・運搬業及び処分業> 更新許可/変更許可	2日	38,600円	38,100円

■排出事業者

特別管理産業廃棄物管理責任者

課程名	対象者	関係条文	講習期間	通常料金	割引料金
J 特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17 第2号	1日	14,000円	13,500円
K 医療関係機関等を対象にした特別管理責任者に関する講習会	特別管理責任者の資格者ならびに必要な知識を修得しようとする方	規則第8条の17 第1号	1日	14,000円	13,500円

書面での申し込み方法

書面でのお申し込みには「受講の手引き」が必要です。
お近くの都道府県協会に請求してください。

47都道府県協会連絡先

北海道・東北

(公社)北海道産業資源循環協会 TEL.011-241-7611
(一社)青森県産業廃棄物協会 TEL.017-721-3911
(一社)岩手県産業資源循環協会 TEL.019-625-2201
(一社)宮城県産業資源循環協会 TEL.022-290-3810
(一社)秋田県産業廃棄物協会 TEL.018-863-7107
(一社)山形県産業資源循環協会 TEL.023-624-5560
(一社)福島県産業資源循環協会 TEL.024-524-1953

関東

(一社)茨城県産業資源循環協会 TEL.029-301-7100
(公社)栃木県産業資源循環協会 TEL.028-612-8016
(公社)群馬県環境資源創生協会 TEL.027-243-8111
(一社)埼玉県環境産業振興協会 TEL.048-822-3131
(一社)千葉県産業資源循環協会 TEL.043-239-9920
(一社)東京都産業資源循環協会 TEL.03-5283-5455
(公社)神奈川県産業資源循環協会 TEL.045-681-2989

信越・北陸・東海

(一社)新潟県産業資源循環協会 TEL.025-246-9288
(一社)富山県産業資源循環協会 TEL.076-425-8663
(一社)石川県産業資源循環協会 TEL.076-224-9101
(一社)福井県産業廃棄物協会 TEL.0776-57-0070
(一社)山梨県産業資源循環協会 TEL.055-244-0755
(一社)長野県資源循環保全協会 TEL.026-224-9192
(一社)岐阜県産業環境保全協会 TEL.058-272-9293
(公社)静岡県産業廃棄物協会 TEL.054-255-8285
(一社)愛知県産業廃棄物協会 TEL.052-332-0346
(一社)三重県産業廃棄物協会 TEL.059-351-8488

近畿

(一社)滋賀県産業資源循環協会 TEL.077-521-2550
(公社)京都府産業資源循環協会 TEL.075-694-3402
(公社)大阪府産業資源循環協会 TEL.06-6943-4016
(一社)兵庫県産業資源循環協会 TEL.078-381-7464
(一社)奈良県産業廃棄物協会 TEL.0744-33-8800
(一社)和歌山県産業資源循環協会 TEL.073-435-5600

中国・四国

(一社)鳥取県産業資源循環協会 TEL.0858-26-6611
(一社)島根県産業廃棄物協会 TEL.0852-25-4747
(一社)岡山県産業廃棄物協会 TEL.086-254-9383
(一社)広島県資源循環協会 TEL.082-247-8499
(一社)山口県産業廃棄物協会 TEL.083-928-1938
(一社)徳島県産業資源循環協会 TEL.088-626-1381
(一社)香川県産業廃棄物協会 TEL.087-847-8400
(一社)えひめ県産業資源循環協会 TEL.089-986-3450
(一社)高知県産業廃棄物協会 TEL.088-872-5056

九州・沖縄

(公社)福岡県産業資源循環協会 TEL.092-651-0171
(一社)佐賀県産業資源循環協会 TEL.0952-37-7521
(一社)長崎県産業資源循環協会 TEL.095-832-8620
(一社)熊本県産業資源循環協会 TEL.096-213-3356
(一社)大分県産業資源循環協会 TEL.097-503-0350
(一社)宮崎県産業資源循環協会 TEL.0985-26-6881
(一社)鹿児島県産業資源循環協会 TEL.099-222-0230
(一社)沖縄県産業資源循環協会 TEL.098-878-9360

Web 申込みのQ&A

Q Web申込みをしました。メールが一通も届きません。

A 迷惑メールフォルダに届いている、メールの受信制限をしている、登録したメールアドレスを間違えた等の理由が考えられますので、ご確認ください。
これらの理由以外で届いていないようでしたら、JWセンター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。

Q Web申込みをしました。[受講取消(入金期限経過)]のメールが届きました。どうすればよいですか。

A (1) Web申込みを重複して行い、その重複した申込みが取消になった可能性があります。入金を済ませ、受講決定のお知らせメールが届いていれば問題ありません。
(2) 入金期限内に受講料をお支払いいただけなかったため、申込みが取消になった可能性があります。
もう一度Web申込みをして、入金期限内に受講料をお支払いください。
なお、既に受講料のお支払いをされていた場合は、JWセンター(TEL 03-5275-7115(直通))にお問い合わせください。

Q マイページにログインするためのパスワードを忘れてしまいました。

A マイページにログインするためのパスワードは、Web申込み時にご自身で設定したパスワードです。
忘れてしまった方は、JWセンターホームページから再設定してください。

Q 都合により、申込みをした会場や日程を変更したい場合はどのようにすればよいですか。

A 会場や日程は、翌年度末までに開催される同課程の講習会に限り、変更することができます。
Web申込みを行った方は、JWセンター(TEL 03-5275-7115(直通))にご連絡ください。
また、会場・受講日の変更は3回までとしております。
変更を3回行った後にその講習会を受講しない場合は、受講料の返還にも応じられませんのでご注意ください。

Q 受講申込者が受講できなくなりました。受講者の変更はできますか。

A できます。
Web申込みの方は、マイページから変更できます。ただし、受講日の5日前を経過してしまった場合にはマイページからの変更はできませんので、JWセンター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。
なお、許可申請のための受講の場合は、変更後の方で許可申請が可能であることを事前にご確認のうえ、変更してください。

Q 処分課程の申込みをしました。収集・運搬課程を追加できますか。

A できます。
Web申込みの方は、マイページから処分課程の受講番号でログインし、「追加受講申込」ボタンをクリックし、お手続きをください。
ただし、受講日の10日前を経過してしまった場合にはマイページからお手続きはできませんので、JWセンター(TEL 03-5275-7115(直通))に連絡してください。



公益財団法人

日本産業廃棄物処理振興センター (JWセンター) 教育研修部

〒102-0084 東京都千代田区二番町3番地 麹町スクエア 7階 TEL.03-5275-7115 FAX.03-5275-7116

<http://www.jwnet.or.jp/>

福岡県と締結した災害廃棄物の処理に関する協定が 経営事項審査の加点対象となることについて

公益社団法人福岡県産業資源循環協会では、大規模災害時の廃棄物処理について平成15年3月27日、福岡県と「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」を締結し、以来、当協定が福岡県による経営事項審査の加点対象として評価されております。

ただし、他の団体で災害防止協定等同様の加点を受けている方は、二重に加点を受けることはできませんのでご注意ください。

協会員の皆様におかれましては、本制度を活用され、会員としてのメリットを享受されますようご案内いたします。

協会への交付依頼手続きの流れ

1. 交付依頼申請書類の入手

まず、以下の2点の交付依頼に関する申請書類を入手していただく必要があります。

①経営事項審査に必要な書類の交付について（依頼）

②協定書に基づいて災害応急活動等に従事するものであることの証明書

申請書類の入手方法には、以下の2つの方法があります。

- ア. 協会ホームページ「目的別に探す」⇒「入会案内」⇒「災害廃棄物の処理の協定に関する資料（会員向け）」⇒「経営事項審査に必要な書類」からダウンロードする
- イ. 協会事務局まで電話（092-651-0171）で請求する。

2. 交付依頼申請書類への記入・押印

①「経営事項審査に必要な書類の交付について（依頼）」への記入方法

「日付」・「所在地」・「商号又は名称」・「代表者名」欄の4箇所にご記入下さい。

併せて「代表者名」欄に押印（代表者印）をお願いします。

②「協定書に基づいて災害応急活動等に従事するものであることの証明書」への記入方法

「所在地」・「商号又は名称」・「代表者名」・「許可番号（建設業に関する許可番号）」欄の4箇所にご記入下さい。

以上の2点の書類への記入・押印が完了後、協会事務局まで郵送にてご送付下さい。

3. 協会事務局にて関係書類の作成

協会事務局へ上記2点の書類が到着後、以下の関係書類4点を作成の上、お送りします。

- ①協定書に基づいて災害応急活動等に従事するものであることの証明書（会長名押印）
- ②福岡県との災害協定書の写し
- ③協会員であることの証明書
- ④協会役員連絡網及び協会支部会員名簿

4. 3で作成した4点の関係書類を、経営事項審査時に必要書類に添付して提出

入会のご案内

私ども産業廃棄物処理業界は環境産業の有力な担い手として、今後の成長産業に数えられております。さらに健全な業界に発展していくためには、排出業界はもとより、収集運搬・中間処理・最終処分の業を行う方々が結束し、そのスケールメリットを生かして共存発展することが必要です。

当協会にぜひご入会いただき、公益社団法人会員としての信用と、協会の事業活動の成果を享受されますようご案内いたします。

入会メリット

- ① 業界の動向や法律改正などに関する研修会の開催及び許可講習会の案内
- ② 環境省など中央の動向や最新情報の提供
- ③ 福岡県・北九州市・福岡市・大牟田市および久留米市条例など地元の最新情報の提供
- ④ 参考となる先進施設の見学会の開催
- ⑤ 会員間の親睦と交流、情報交換の場の提供
- ⑥ 環境フェアや環境展を通して会員の紹介 等

入会金及び会費

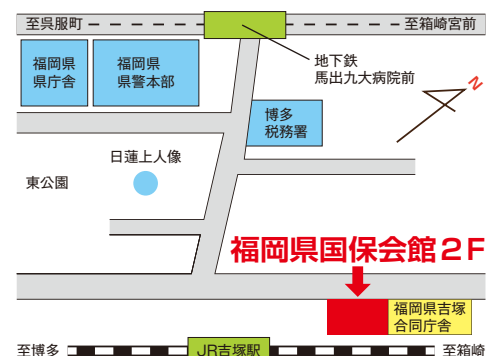
■ 入会金	正会員	30,000円
	賛助会員(1) (産業廃棄物排出事業者)	10,000円
	賛助会員(2) (その他の関連事業者)	30,000円
■ 会 費	正会員 (収集・運搬業)	月額 6,000円
	(中間処理業)	月額 13,000円
	(最終処分業)	月額 15,000円
	賛助会員(1) (産業廃棄物排出事業者)	年額 15,000円
	賛助会員(2) (その他の関連事業者)	年額 50,000円

入会申込書の 入手方法

- ① 協会HPから入手 (<http://f-sanpai.com/>)
協会ホームページTOP → 入会案内について → 入会案内申込書ダウンロード
- ② お電話にて請求
以下のお問い合わせ先までご連絡下さい。

お問い合わせ

公益社団法人
福岡県産業資源循環協会
〒812-0046
福岡県福岡市博多区吉塚本町13-47
福岡県国保会館2階
電 話: 092-651-0171
M a i l: info@f-sanpai.com





編集委員
渡邊 充陽

心のデトックス

皆さんこんにちは、編集委員の渡邊です。

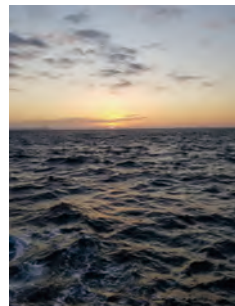
12月の中頃に長崎県五島列島(釣り人の聖地)近辺の離島に行ってきました。初めての五島にワクワクと釣れるかなど、この歳になっても小学生みたいに全然寝付けない状態でいざ五島へ

離島へ到着し釣りを開始!! 素人の私しでも釣れる釣れる(笑)昼夜合わせ2人で約40匹釣り上げ30cm以下はリリースをし、それ以上は持って帰り美味しく頂きました。

今回の釣りを通して普段何も感じていませんが、満天の星空の下で食べるカップラーメンの美味しさや翌朝昇ってくる朝日の美しさ極め付けは持って帰った魚の刺身・塩焼き・煮つけの美味しさに感動し心のデトックスをする事ができ充実した一泊二日でした。

実は私しこのまま釣りに嵌まってしまい2月にも五島に行って癒されてきました(笑)

12月の釣果、真鯛1匹・石鯛1匹・イサキ2匹・クロ(メジナ)約30匹



うちのお雛様

今年は4年ぶりに娘のお雛様を出しました。うちのお雛様は一応7段飾りなのですが、昔のような大きな7段ではなくミニミニサイズの7段です。

この4年間は弟くんが生まれてお人形たちが危険にさらされると思い出しませんでした。でも、そろそろいいかな…

と思って出してみたところ、ふと見た時ひし餅が逆さま向いてました。あれ…。これはまさか…。と思っていた頃、お人形を的にして風船を思い切り投げつけている弟君がいました。ぼんぼりは少し傾いてます。頑張れうちのお雛様!!

そんなお雛様、あと何回出すのかなーとか、どんどんお姉ちゃんになっていくなーとか、いつごろお嫁に行くのかなーとか考える今年の雛祭りでした。



事務局
渡辺 千春

申込先：(公社)福岡県産業資源循環協会行き

FAX092-651-1065

【ご意見・ご感想】

本会報誌への皆様のご意見をお聞かせください。
いただいたご意見は、より分かりやすく役に立つ会報誌とするための参考とさせていただきます。ご協力をお願いします。

1. どのパートの記事が役に立ちましたか。

(該当する項目を ☒ チェックして下さい。複数回答可)

- | | |
|--|--|
| ☐ 1. トピックス | ☐ 不法投棄防止啓発パトロール出発式
☐ 福岡市不法投棄防止啓発街頭キャンペーンの実施報告
☐ 青年部会 環境教育(席田中学校)
☐ 産業廃棄物の基礎知識と実務がマスターできるマネジメント研修会(感染性廃棄物編)
☐ 第14回優良認定制度説明会報告
☐ 環境セミナー開催報告
☐ 労働安全衛生スキルアップ研修会開催報告
☐ 適正処理マネジメント研修会「ステップアップ研修会」開催報告
☐ ちょっと気になる環境ワード
☐ 会員企業紹介 うちの自慢はココ |
| ☐ 2. 快適職場づくり | ☐ イライラをコントロールする2
☐ 働く人の快眠術2 |
| ☐ 3. 行政・各種団体ニュース | ☐ 新型コロナウイルス
☐ ながら運転広報
☐ 安全衛生教育促進運動
☐ 特別管理廃棄物電子 manifests 義務化
☐ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス」の開始について(ご案内)
☐ 太陽光発電設備処理の留意点(所有者用、解体・処理業者用チラシセット)
☐ 安全衛生映像教材
☐ 福岡県内の産業廃棄物処理業における労働災害発生状況 |
| ☐ 4. 産廃クローズアップ | ☐ 優良産廃処理業者認定制度 取得企業の声紹介コーナー(株)クリーンセンター) |
| ☐ 5. 協会ニュース | |
| ☐ 6. 講習会・研修会のご案内 | |
| ☐ 7. 入会のご案内 | |
| ☐ 8. 編集委員と事務局員のひとり言 | |
| ☐ 9. その他 | |

【そう思われた理由】

2. ご意見・ご要望(自由記入欄)

本頁を切りとっていただき、ご記入後FAXにて協会事務局までお送りください。

編集後記

今年度もいつの間にか、残すところ後わずかとなりました。令和2年目に入りましたが、今では「令和」という和暦はもう浸透したのではないのでしょうか。

少しずつ春に移り変わろうとしている中、世界中で新型コロナウイルスによる肺炎が大流行しております。毎日の感染のニュースがその話題で持ち切りです。少しでも感染症の拡大を抑えるため、皆さんで感染症対策をすることが大切です。

＜感染予防＞

- (1) 手洗い
- (2) 普段の健康管理
- (3) 適度な湿度を保つ

＜咳エチケット＞

- ・マスクを着用。
- ・ティッシュなどで鼻と口を覆う。
- ・とっさの時は袖や上着の内側で覆う。
- ・周囲の人からなるべく離れる。

一般的な衛生対策として、咳エチケットや手洗い、うがい、アルコール消毒などを行なうことが大切です。

さて、今号から紹介しているコーナーは「優良産廃処理業者認定制度取得企業の声紹介コーナー」！

優良産廃処理業者認定を既に取得している会員企業の方から認定取得を目指したキッカケや取得目指している会員企業の皆様へのアドバイスを頂きたいと思っております。この原稿をご活用頂き、少しでも事業活動に繋げて頂ければと存じます。また、他社の皆様におかれましては、取得のキッカケにして頂ければ幸いです。

また、「協会会員企業紹介～うちの自慢はココ～」コーナーでは、各社の様々な社員とのふれあいが紹介されております。「うちはこんな変わった行事しています」等会社の自慢など、是非、この原稿を営業の一つのツールとしてご活用頂き、事業活動に繋げて頂ければと存じます。

ー サスティナスタイルは福岡コロニーで印刷しています ー

社会福祉法人福岡コロニーは障害者の施設です



わたしたち福岡コロニーは印刷事業・福祉事業を通じて障害者の「はたらく、くらす、そして地域へ」を目指しています。

おかげさまで今年度創立67年目となり、印刷事業は伝統と信頼のなか多くの“なかま”とデザイン・印刷・製本まで一括して作成しています。

社会福祉法人福岡コロニー

福岡県糟屋郡新宮町緑ヶ浜1丁目11-1 TEL 092-962-0764

CATのテクノロジーにより、作業効率 45%Up

Next Generation（次世代油圧ショベル）320



最大
25%
燃料消費量を低減



オペレータの効率向上が
最大 **45%**



最大
15%
メンテナンスコストを削減



キャタピラー九州株式会社

福岡支店 福岡県筑紫野市針摺東3丁目6-1

TEL 092-924-1212

北九州支店 福岡県北九州市小倉北区西港町88-4

TEL 093-571-3081

2020.3 No.24

Sustaina Style

発刊 公益社団法人福岡県産業資源循環協会

〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町13番47号 福岡県国保会館2F

TEL 092-651-0171 FAX 092-651-1065 <http://www.f-sanpai.com>

編集 白井文平・柳原兆孝・石田有志・大津寛太郎・渡邊充陽・廣石武彦

印刷 社会福祉法人 福岡コロニー TEL 092-962-0764